

第4次松本市多文化共生推進プラン

THE 4TH
MATSUMOTO
INTER-
CULTURAL
COEXISTENCE
PROMOTION
PLAN

目次

01

基本的な考え方

1

1	策定の趣旨	2
2	位置付け	3
3	期間	3
4	プラン策定の考え方	3
5	市民・地域・行政・企業の役割	3
6	基本理念	5
7	基本目標	5
8	施策の方向性	6

02

現状と課題

7

1	松本市の外国人住民の現状	8
2	第3次プラン策定（2021（令和3）年）後の 社会経済情勢の変化と多文化共生施策の変遷	11
3	実態調査からみた現状	14
4	松本市の課題	33

03

施策体系

34

1	体系図	35
2	成果指標と取組内容	36

04

松本市多文化共生推進協議会と進行管理

51

1	松本市多文化共生推進協議会	52
2	進行管理	52
3	策定の経過	53
4	松本市多文化共生推進協議会委員名簿	54

01

基本的な考え方

1 策定の趣旨

松本市多文化共生推進プランは、日本人も外国にルーツを持つ人も、互いの違いを認め合い、共に豊かに暮らせる多文化共生社会を実現するため、2011（平成23）年に第1次プランが策定されました。その後、時代の変化に合わせ5年ごとに見直しを行い、2021（令和3）年には「第3次松本市多文化共生推進プラン」（以下「第3次プラン」という。）を策定し、様々な施策に取り組んできました。

2024（令和6）年の日本の人口は約1億2,400万人で、このうち日本人の人口は16年連続で減少しました。一方、外国人住民は、約370万人で過去最多となりました。

また、外国人労働者数は230万人を超え、届出が義務化された2007（平成19）年以降で、過去最多を更新しました。

外国人住民の存在は、支援の対象であるマイノリティから、松本市で働いたり学んだりして、共に新たなまちを築いていくパートナーへと変化しています。新型コロナウイルス感染症の収束や、在留資格「特定技能」の分野拡大、技能実習制度の見直しなど、外国人労働者の受入態勢が整備されたことも、こうした変化を後押ししています。

松本市でも、2024（令和6）年、外国人住民数が4,608人と増加傾向で、外国人割合も1.9%に上昇しました。松本市で長く暮らしている方が多い「中国」及び「韓国・朝鮮」国籍の方が全体の40%を占める一方、近年では「ネパール」及び「インドネシア」国籍の方の増加が顕著です。

また、松本市を訪れる外国人観光客の増加は、誰もが実感するところであり、観光で訪れた方々が、松本市に興味を持ち、魅力を感じて、暮らしてみたいと思っていただけるような働き掛けも必要です。

多様性が活力を生み、一人ひとりが幸せを実感できるまちでありつづけることを願い、「第4次松本市多文化共生推進プラン」（以下「第4次プラン」という。）を策定します。

第4次プランでは、以前から松本市で生活する外国人住民、仕事や旅行で松本市を訪れる外国人、留学のために松本市に滞在する外国人など、様々な外国人と日本人住民とが、今まで以上のつながりや支え合いを形成し、お互いの強みを発揮し、活躍できる多文化共生社会の実現を目指し、取り組みを推進することを計画の趣旨とします。

2 位置付け

このプランは、松本市の上位計画である第12次基本計画（案）の基本施策の一つ「国際化・多文化共生の推進」に基づく個別計画であり、各部局が所管する関連計画とも整合を図りながら定めるものです。

また、総務省が2020（令和2）年に改訂した「地域における多文化共生推進プラン」や長野県が2020（令和2）年に策定した「長野県多文化共生推進指針2020」も参考にし、多文化共生の実情等を踏まえ策定します。



3 期間

プランの期間は、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年間とします。

4 プラン策定の考え方

プランの策定に当たっては、日本人住民・外国人住民¹、有識者、関係団体、事業所、行政機関で構成する松本市多文化共生推進協議会（以下「協議会」という。）において、審議を重ねました。第1次プランからの多文化共生の考え方を継承しつつ、社会経済情勢の変化や2024（令和6）年度に実施した松本市多文化共生実態調査（以下「実態調査」という。）の結果を踏まえながら、時代に合った新しい方向性を定め、施策の強化を行いました。

5 市民・地域・行政・企業の役割

多文化共生を推進するためには、各分野で、市民、地域、行政及び企業がそれぞれの立場において担い手となり、お互いが連携し、協働する取り組みが必要です。

（1）市民の役割

市民は、地域づくりの主役であり、互いの文化や人権・多様性を尊重し、相互理解を深め、共に暮らすという意識を高めることが求められます。

外国人住民は、日本語の習得や地域の文化、習慣に関する理解を深めます。さらに、日本人住民と同じように、働き、生活しながら、松本市の一員として積極的に地域活動に参加することが期待されます。

¹ このプランでは、国籍が日本以外の住民のほか、日本国籍であっても生まれも育ちも外国で、日本語を使わずに育って帰国した住民等を含めて「外国人住民」といいます。

(2) 地域の役割

地区、町会（自治会）、NPO法人、事業所、教育関係機関等には、その専門性や広いネットワークを生かし、共生による地域貢献として、日本人住民への多文化共生の意識啓発、外国人住民への生活ルールの周知、活躍の場の創出等が求められます。

また、地域活動を円滑に進め、参加者の増加につなげるため、日本人住民と外国人住民の豊かな人間関係を育み、地域のつながりを構築していくことが大切です。

(3) 行政の役割

松本市は、外国人住民への行政サービスの提供者であるとともに、市民及び地域が役割を果たせるように、多文化共生社会の実現に向け、連携し協働する体制づくりを担います。町会などを核とする自治の仕組みを生かし、「多文化共生の地域づくり」を推進していくため、協働関係を更に強固なものにしていきます。

さらに、長野県や県内の他市町村とも連携を図るとともに、他の地方公共団体における多文化共生に関する先進的な知見やノウハウの活用を図ります。

また、長野県多文化共生推進指針2020で県の役割とされている「多文化共生の推進は国全体で体系的に進めていくことが必要であることから、機会を捉え、関係省庁に対して多文化共生に係る基本法の制定や各自治体が実施する施策に必要な財源措置等を要望します。」について、必要に応じて、県と連携し、協働します。

(4) 企業の役割

外国人の雇用や受入れを行う企業は、労働関係法令等を遵守しなければなりません。

加えて、地域社会の構成員として、また、外国人を雇用して利益を得ている企業としての社会的責任（CSR）を果たす観点から、地方公共団体や外国人住民に関わる市民団体等と連携を図りながら、地域における外国人住民に係る諸問題の解決に努めることが求められます。

その一つとして、外国人従業員に対して日本語習得のサポートをすること、松本市で暮らしていくためのゴミ出し等のルールの周知において行政に協力することなどが期待されます。

また、企業が、地域における外国人住民が参加するイベントに協力するなど、外国人住民が地域で孤立することのないよう、多文化共生の推進に資する地域貢献を積極的に行うことも期待されます。

6 基本理念

多文化共生のまちづくりに向けた目指す姿として、基本理念を定めます。

松本市に住む国籍も文化も言葉も違う人々を「みんな」としました。

日本人住民が外国人住民の違いや価値を認めるのと同じく、外国人住民も日本人住民の違いや価値を認めて同じを共有し、みんなで多様性が活力になるまちを創っていくことが、私たちの目指す姿です。

01

みんなで創る多文化共生都市・松本

～言語・文化・心理的な違いを超えて輝き発展するまち～

7 基本目標

基本理念を実現するために、4つの基本目標を定めました。



01 つながる・たのしむ

「みんな」が違いを超えて、関わるのが楽しいと思えるポジティブマインドの形成



02 うけいれる・みとめあう

行政、介護、医療、企業など様々な分野で「みんな」が活躍する、言葉も国籍も多様な社会の創造



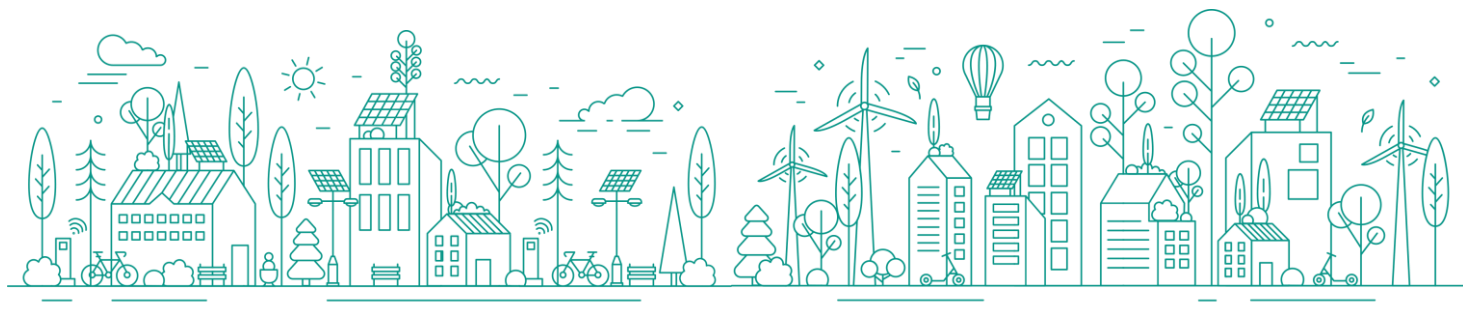
03 まなぶ・そだつ

どの子も言語・文化・心理的な違いを理解し、成長する機会の創出と、外国にルーツを持つ誰もが日本語を学べる環境の整備



04 かわる・ひろがる

「みんな」が「仲間」として認め合い、互いに力を合わせて活力を生み出す意識の醸成



8 施策の方向性

基本目標ごとに施策の方向性を設定し、担当課で取組みを進めることで、「みんな」で目指すまちの姿を実現します。

01



01 つながる たのしむ

- 1-1 多文化共生キーパーソンの活躍【重点】
- 1-2 外国人住民の地域活動への参画促進
- 1-3 交流活動の充実



02 うけいれる みとめあう

- 2-1 やさしい日本語を用いたコミュニケーションの支援【重点】
(やさしい日本語の普及及び活用)
- 2-2 行政サービスの更なる向上
- 2-3 相談体制の充実
(多文化共生プラザの拡充・アウトリーチ)
- 2-4 災害対応力の向上
- 2-5 医療へのアクセス向上
- 2-6 生活のための環境整備と就業に向けた情報発信



03 まなぶ そだつ

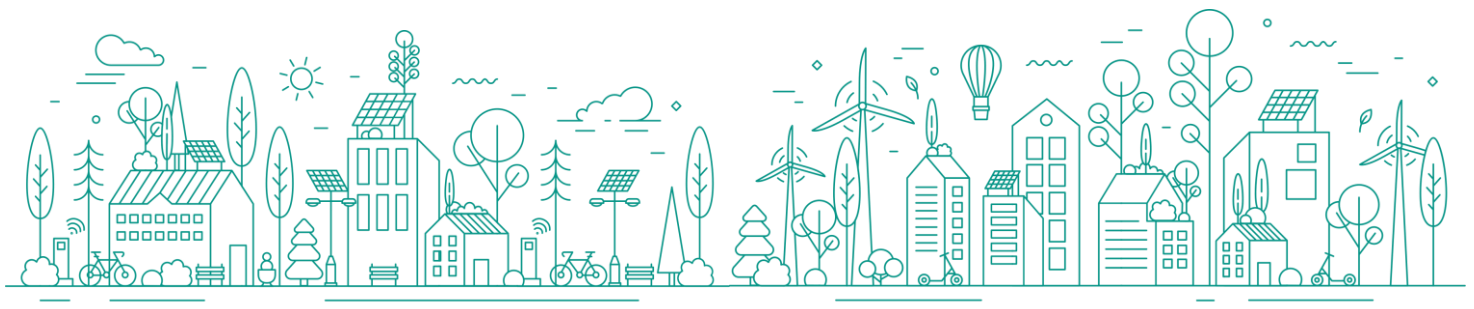
- 3-1 子育て・教育環境の充実【重点】
- 3-2 子どもの居場所づくり
- 3-3 多文化理解への早期教育
- 3-4 日本語教育体制の整備



04 かわる ひろがる

- 4-1 多文化共生意識の醸成【重点】
- 4-2 小中学校等と連携した多文化共生意識の醸成【重点】

具体的な取組内容は、第3章の施策体系（38ページから）で詳しく説明します。

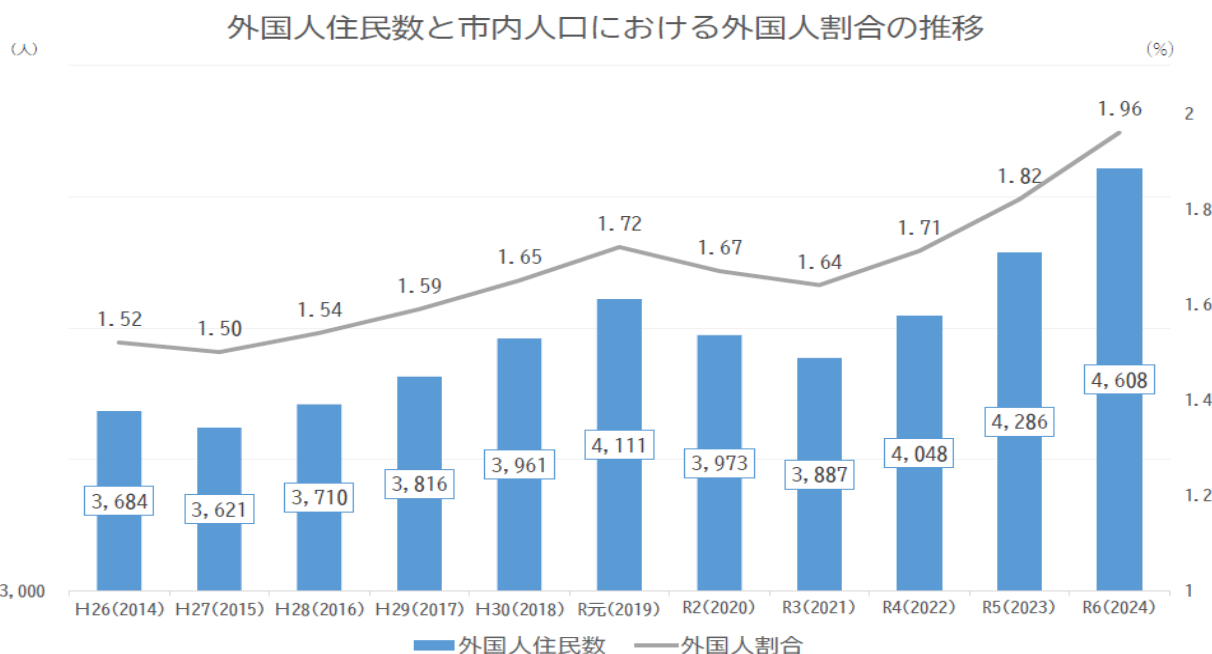


02

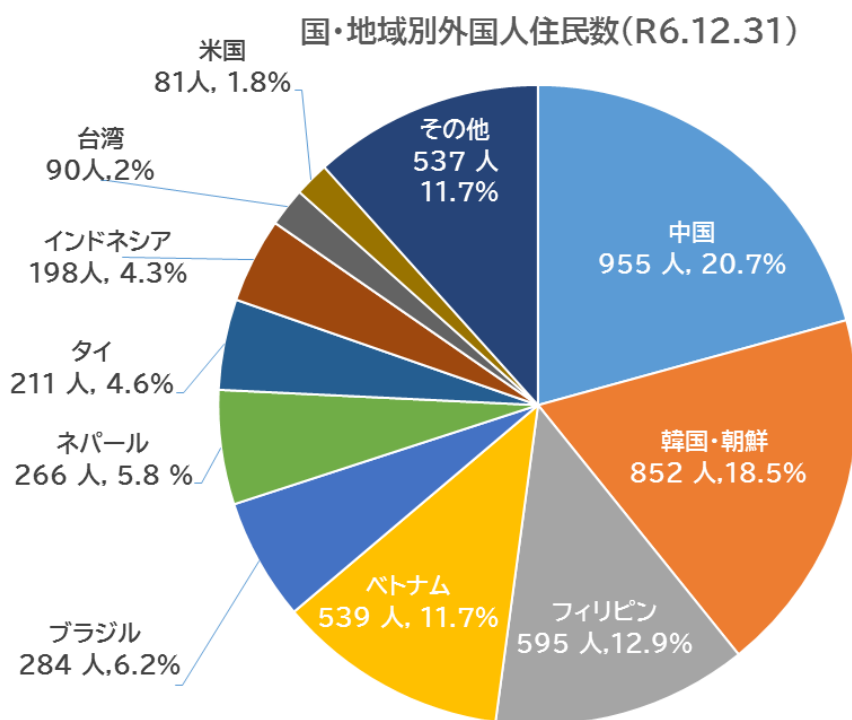
現状と課題

1 松本市の外国人住民の現状

松本市の外国人住民数は、2020（令和2）年の新型コロナウイルス感染症の影響で、一時減少したものの、2022（令和4）年度以降の入国規制緩和に伴い、再び増加に転じました。技能実習や特定技能など、就労に関する在留資格や留学の増加が顕著になっています。2024（令和6）年12月時点で外国人住民数は4,608人となっており、市内人口の1.96%を占めています。また、長野県内では、外国人住民数が上田市、長野市に次ぎ、第3位とトップクラスです。



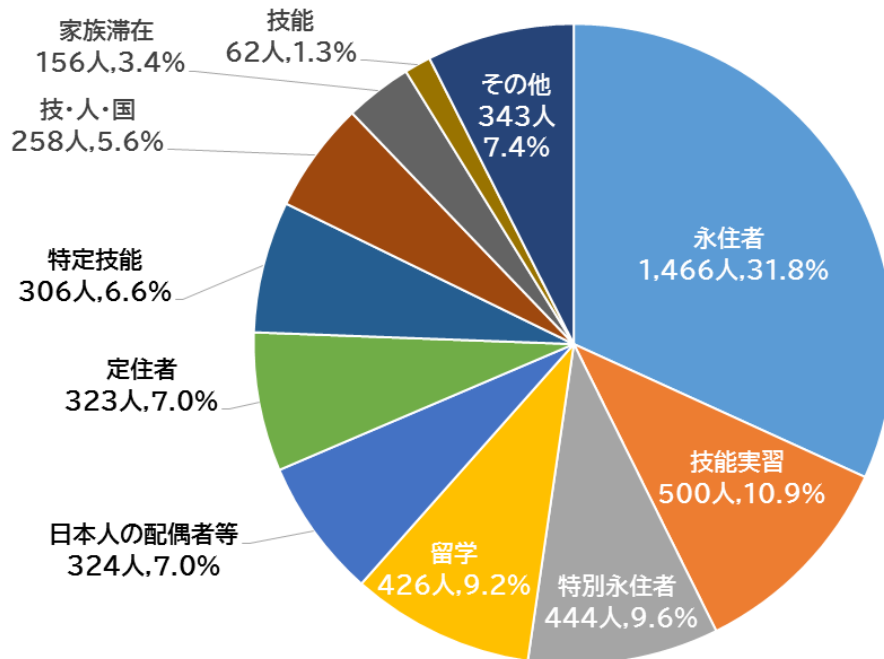
国・地域別人口は、中国955人（外国人住民数全体に占める割合20.7%）、韓国・朝鮮852人（18.5%）、フィリピン595人（12.9%）、ベトナム539人（11.7%）、ブラジル284人（6.2%）、ネパール266人（5.8%）、その他56の国・地域1,117人（24.2%）となっています。



※ 小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。

在留資格別では、永住者1,466人（外国人住民数全体に占める割合31.8%）、技能実習500人（10.9%）、特別永住者444人（9.6%）、留学426人（9.2%）、日本人の配偶者等324人（7.0%）、定住者323人（7.0%）、特定技能306人（6.6%）、その他819人（17.8%）となっています。

在留資格別外国人住民数(R6.12.31)



※ 小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。

在留資格一覧表



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

就労が認められる在留資格（活動制限あり）	
在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能	特定産業分野（注）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

（注）介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、造船・船舶工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業（令和4年4月26日閣議決定）

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）	
在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの	
在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

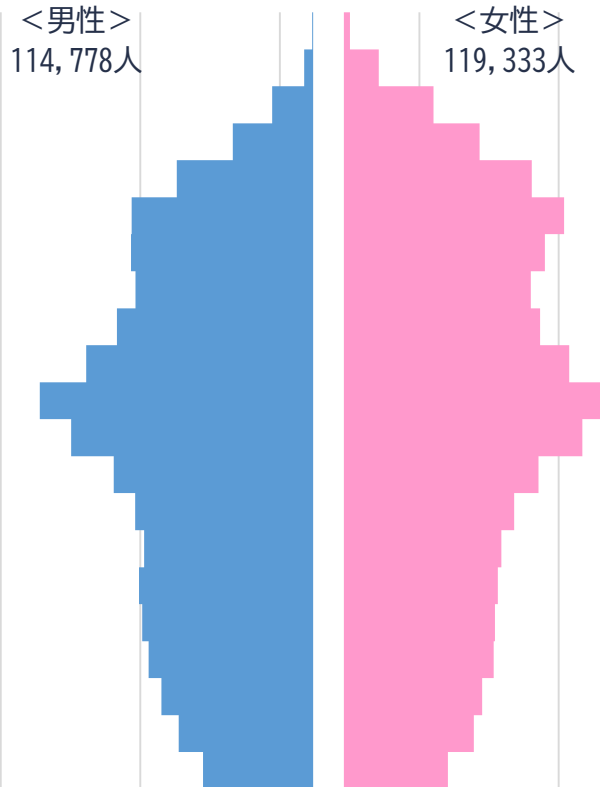
就労が認められない在留資格（※）	
在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

※ 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

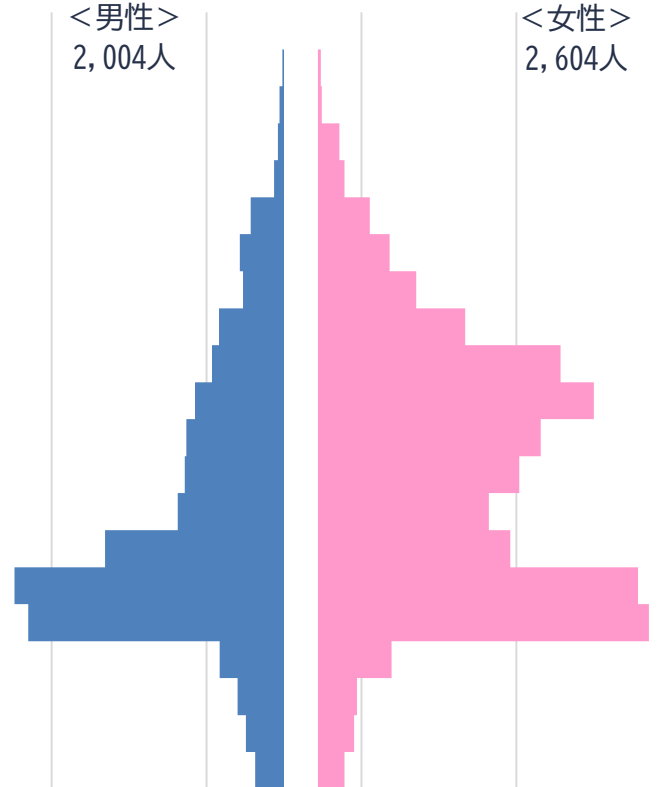
出典：出入国在留管理庁

年齢別人口構成では、留学生や技能実習生を中心とした20～30代が最も多くなっています。高齢化及び人口減少に直面している日本において、人手不足の一助となることが期待されます。

松本市年代別人口（外国人を含む。）
（R6. 12. 31時点）



松本市年代別外国人人口
（R6. 12. 31時点）



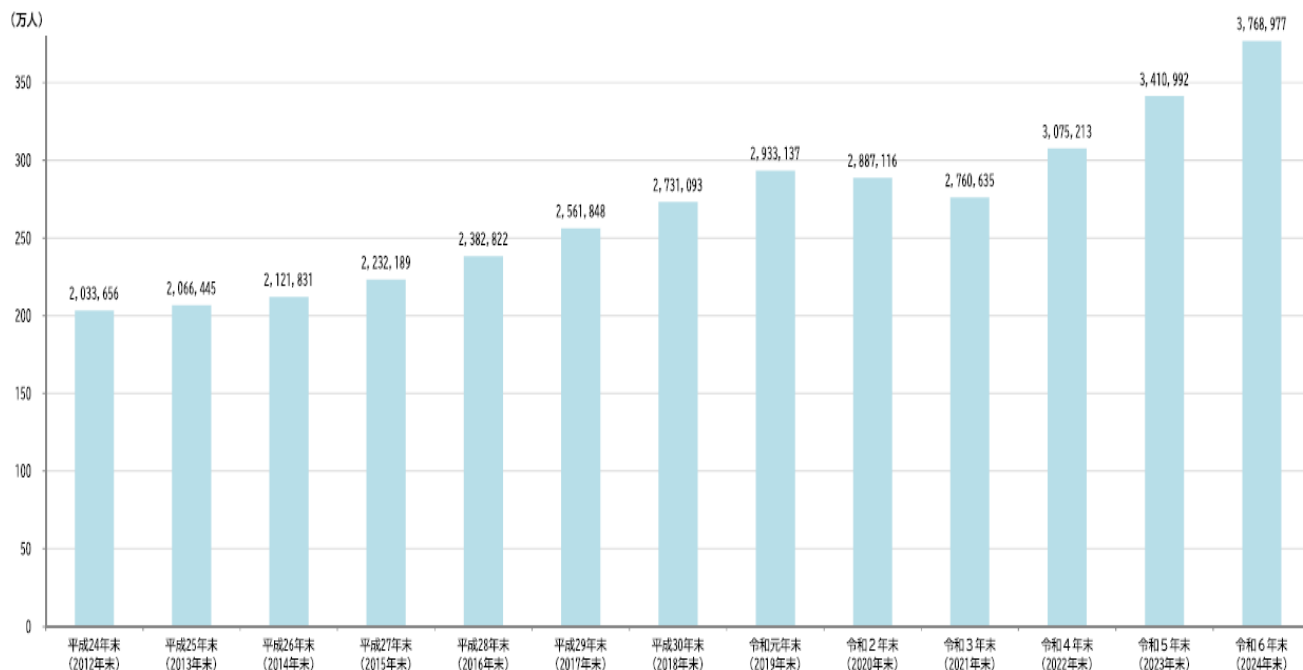
02

2 第3次プラン策定（2021（令和3）年）後の社会経済情勢の変化と多文化共生施策の変遷

（1） 国の状況

ア 外国人住民数等

日本に在留する外国人数は、増加傾向で、2024（令和6）年12月末時点で3,768,977人と3年連続で過去最高を更新しています。2021（令和3）年の第3次プラン策定前と比較すると、881,861人増加しています。



出典：出入国在留管理庁

イ 入管法等の改正

2024（令和6）年6月、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。

これにより、従来の外国人技能実習制度は廃止となり、人手不足分野における人材の育成と確保を目的とする新たな制度として2027（令和9）年には「育成就労制度²」が創設される見込みです。

ウ 特定技能制度における地域の共生施策に関する連携

2025（令和7）年3月に「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針」が閣議決定されました。

「特定技能」の分野拡大に伴い、特定技能外国人のより一層の増加が見込まれることを踏まえ、特定技能所属機関³が地域における外国人との共生社会の実現のために寄与する責務が「特定技能の在留資格に関する基本方針」に明記されました。

これを踏まえ、2025（令和7）年4月1日から、特定技能所属機関は、地方公共団体へ協力確認書を提出するとともに、共生社会の実現のために実施する施策に協力を要請されたときには、要請に応じ、必要な協力をする事が規定されました。

² 「育成就労産業分野（育成就労制度の受入れ分野）」において、我が国での3年間の就労を通じて特定技能1号水準の技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保することを目的としています。

³ 在留資格「特定技能」を持つ外国人を受け入れ、支援する企業・個人事業主のことです。外国人材と雇用契約（特定技能雇用契約）を結びます。

エ 外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ

2022（令和4）年6月、目指すべき外国人との共生社会のビジョン、中長期的に取り組むべき課題としての重点事項及びその具体的施策を示す「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を決定し、政府一丸となって外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を一層推進していくこととしました（2025（令和7）年度一部変更）。

オ 日本語教育機関認定法（日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（2023（令和5）年法律第41号））

日本語教育機関を認定する制度を創設するとともに、認定日本語教育機関で日本語を指導することができる登録日本語教員の資格制度を設けるものです。こうした仕組みを通じて、日本語を学ぶ外国人それぞれが必要とする日本語能力を身に付けられるよう、教育の質の確保を図るとともに、各教育機関の運営向上を図ることを目的としています。

カ 持続可能な開発目標（SDGs）

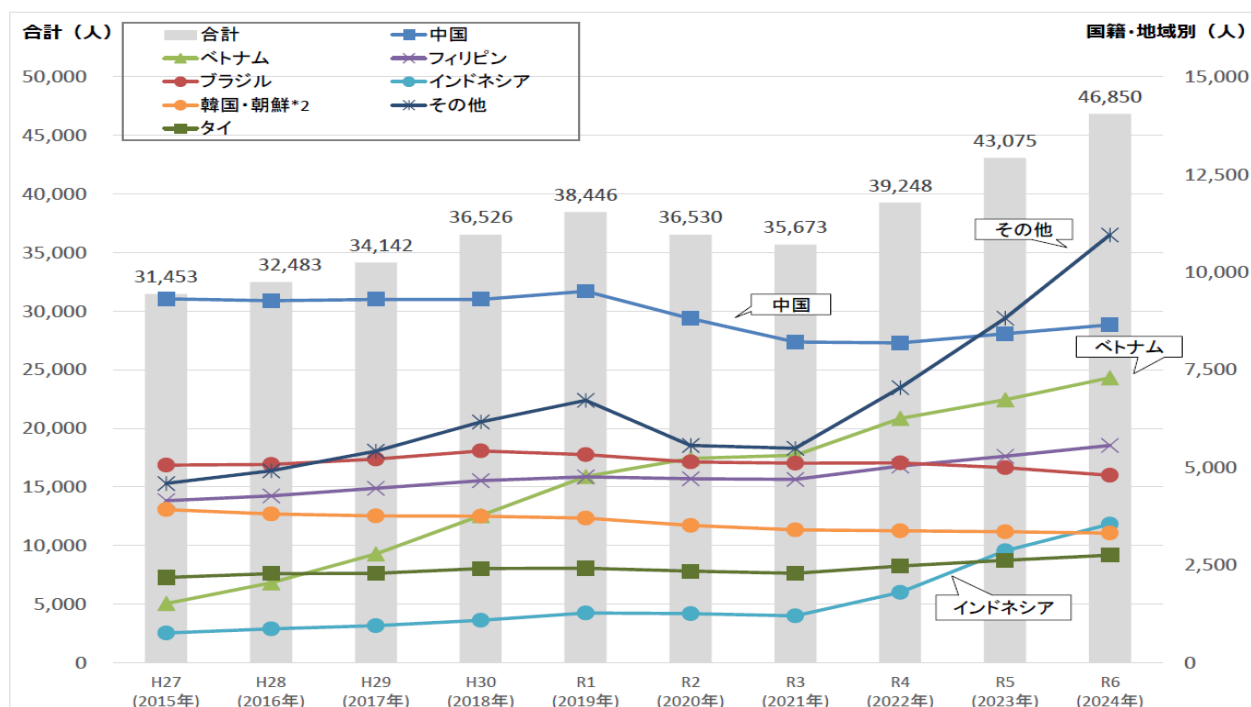
SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指し、2030年までに達成すべき世界共通の17の国際目標です。2015（平成27）年の国連総会において全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。



(2) 長野県の状況

ア 県内の外国人住民数

県内の外国人住民数は新型コロナウイルス感染症の5類移行後、増加が続いており、2024（令和6）年12月末時点で46,850人と過去最高を更新しており、県の総人口に占める割合も2.33%と上昇しました。



出典：長野県公表資料「県内の外国人数の推移（毎年12月末現在）」

イ 長野県多文化共生推進指針2020

長野県では、2020（令和2）年3月に「長野県多文化共生推進指針2020」を策定しました。「共に学び、共に創る しんしゅう多文化共生新時代」を基本目標に、日本人県民と外国人県民が地域を創るパートナーとして、共に学び、共に活躍できる多文化共生社会の実現を目指し、施策を展開しています。

3 実態調査からみた現状

プラン策定の基礎資料とするため、以下のとおり実態調査を実施しました。

(1) 実態調査の概要

ア 調査名称

(ア) 松本市多文化共生実態調査

a 多文化共生に関するアンケート

b 外国人住民聞き取り調査

イ 調査機関

特定非営利活動法人 SCOP

ウ 調査対象・調査方法・回答結果

(ア) 多文化共生に関するアンケート

対象者		実施期間	調査依頼方法
日本人住民	松本市の住民基本台帳に登録のある18歳以上の日本人住民から無作為抽出 (うち1,200人は外国人住民集住地区を除く市全域から、200人は外国人住民集住地区から)	2024(令和6)年10月9日～10月31日	郵送によって配布し、回答は紙の調査票かWEB回答か選択可能としました。
外国人住民	松本市の住民基本台帳に登録のある18歳以上の外国人住民から無作為抽出	2024(令和6)年11月8日～11月27日	
事業所	松本市企業人権啓発推進連絡協議会加入事業者	2024(令和6)年10月9日～10月31日	

(イ) 外国人住民聞き取り調査

対象者		実施期間	調査方法
外国人住民	松本市の住民基本台帳に登録のある外国人住民から20人程度	2024(令和6)年11月～2025(令和7)年3月	グループヒアリング

エ 回収数・回収率

対象者		発送数	回収数	回収率
日本人住民(1,400人)	市全体(1,200人)	1,200	453	37.5% (到達数※に対する割合)
	外国人集住地区(200人)	200	62	31.0% (到達数※に対する割合)
外国人住民(1,000人)		1,000	301	30.7% (到達数※に対する割合)
事業所(250社)		250社	128社	51.2% (到達数※に対する割合)

※ 到達数とは、未達を除く配布数

(2) 調査結果

ア 日本人住民の回答から見える状況

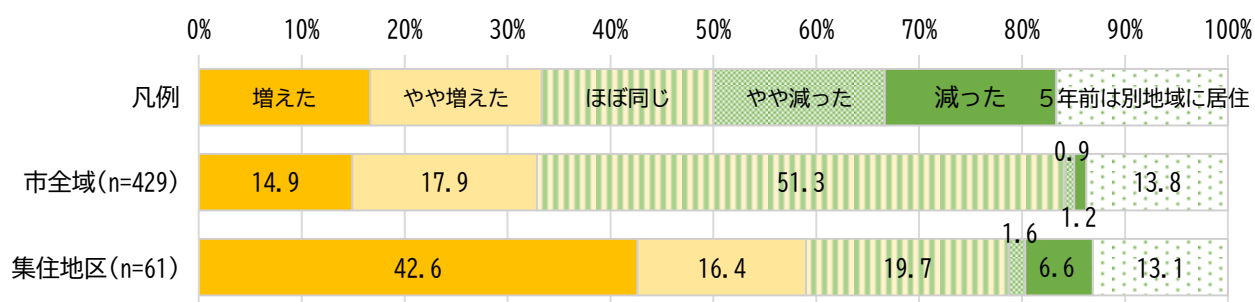
(ア) 外国人住民との関わりの現状

5年前の令和元年度調査と比べると、市全域では、傾向に大きな違いはありません。

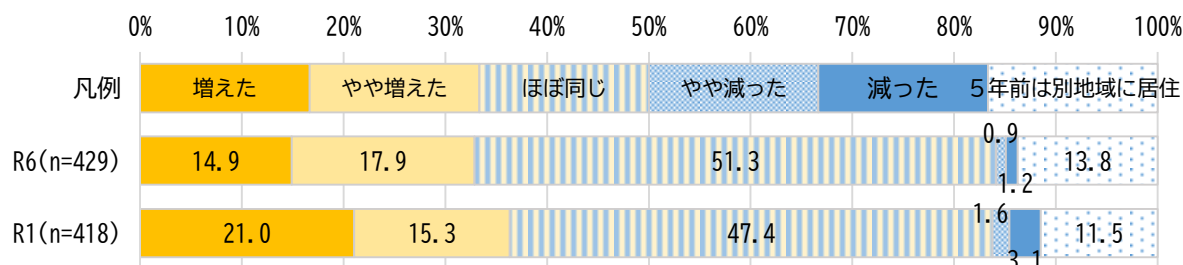
外国人集住地区では、身の回りの外国人が「増えた」、「やや増えた」という回答が59.0%で、増加していると感じている人が多いです。

また、外国人住民と何らかの関わりがある人は、市全域で41.9%、外国人集住地区で54.2%と外国人集住地区での割合が高いです。令和元年度調査と比較すると、市全域では大きな違いはないですが、職場・取引先の従業員での関わりが増えています。

居住地区における、5年前と比べた外国人住民の増減意識

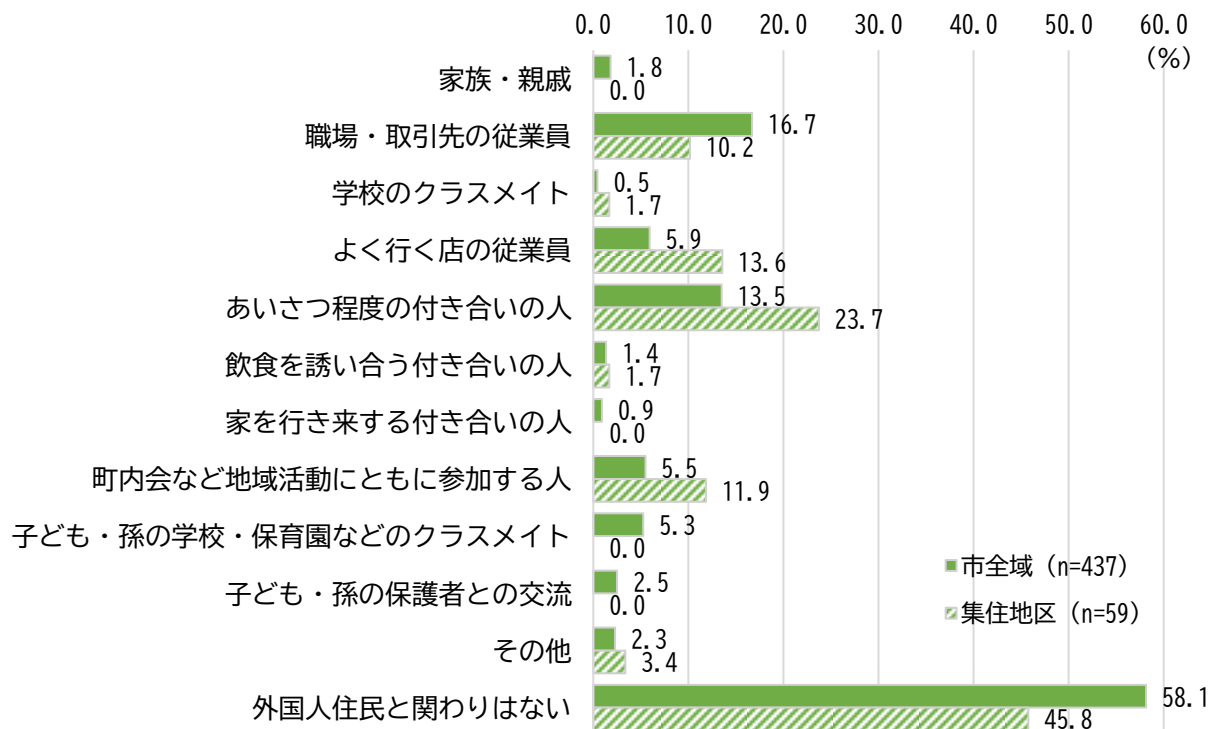


居住地区における、5年前と比べた外国人住民の増減意識〈経年比較・市全域〉

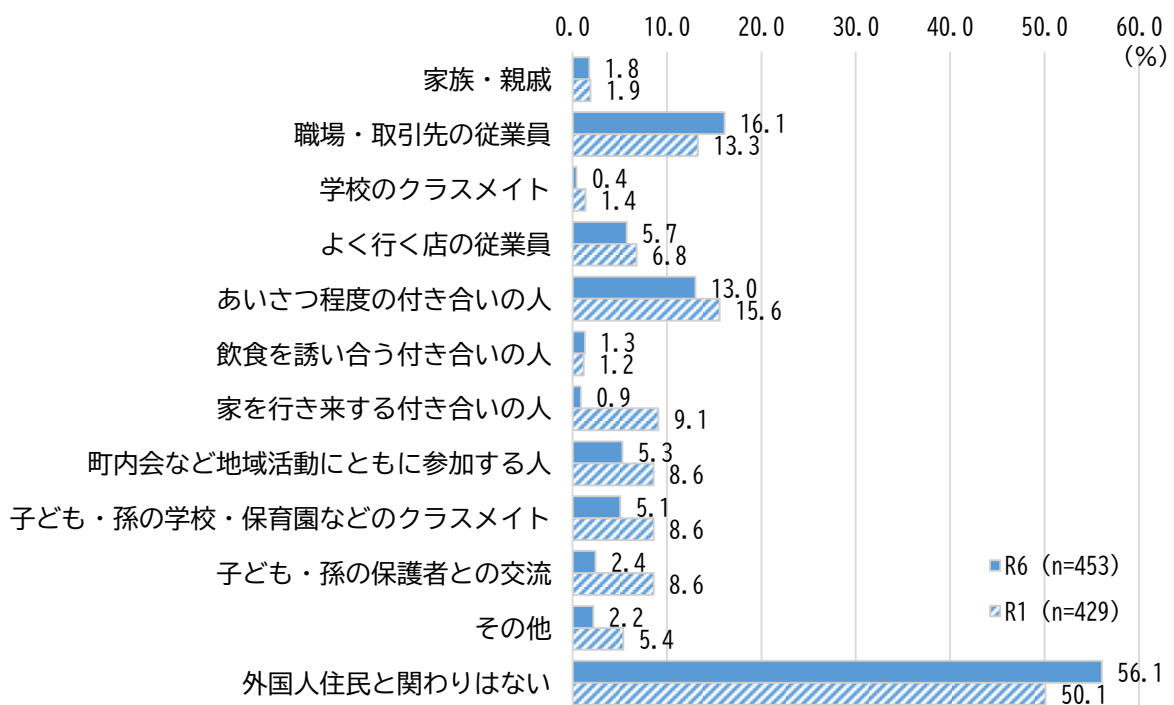


※ 15ページから32ページに掲載されているデータは、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。

松本市・その周辺で暮らす外国人住民との関わり[複数回答]



松本市・その周辺で暮らす外国人住民との関わり[複数回答]〈経年比較・市全域〉



※ 経年比較上、母数に無回答を含むため、上下のグラフで数値が異なる。

(1) 外国人住民との間で発生した問題や交流の状況

市全域、外国人集住地区ともに、外国人住民との間で最も多くの人を経験したり、人づてに聞いたりしたことがあるのは「言葉がうまく通じなかった」ことです。特に外国人集住地区では、言葉や生活ルールにおいて問題を経験した割合が高くなっています。

外国人住民との間で発生した問題や交流を人づてに聞いた状況

選択肢	駐車・駐輪ルールを守っていなかった		ゴミ出しルールを守っていなかった		騒音を出していた		言葉がうまく通じなかった		話をして、文化・習慣の違いを感じた	
	市全域 (n=407)	集住地区 (n=51)	市全域 (n=407)	集住地区 (n=51)	市全域 (n=403)	集住地区 (n=48)	市全域 (n=391)	集住地区 (n=50)	市全域 (n=389)	集住地区 (n=52)
聞いたことがある	16.7	43.1	28.3	54.9	26.6	43.8	37.9	52.0	33.9	30.8
聞いたことがない	83.3	56.9	71.7	45.1	73.4	56.3	62.1	48.0	66.1	69.2
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

選択肢	町会活動に参加しなかった		仕事や作業を手伝ってもらった		外国の言語や文化を教えてもらった		地域のイベントや祭りで交流した	
	市全域 (n=403)	集住地区 (n=49)	市全域 (n=399)	集住地区 (n=51)	市全域 (n=397)	集住地区 (n=52)	市全域 (n=396)	集住地区 (n=52)
聞いたことがある	13.2	30.6	16.5	23.5	23.7	19.2	22.2	25.0
聞いたことがない	86.8	69.4	83.5	76.5	76.3	80.8	77.8	75.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

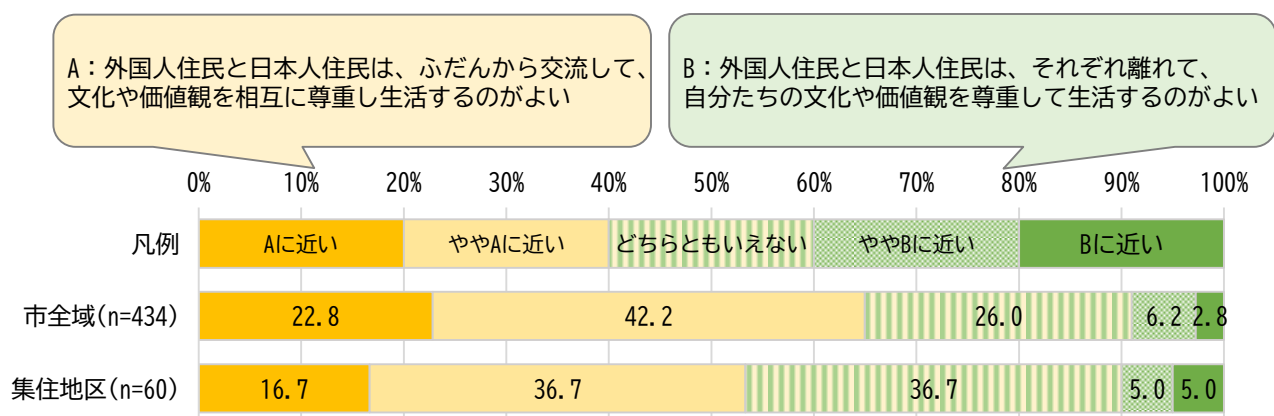
(ウ) 外国人住民との関係や交流の考え方

外国人住民と日本人住民の関わり方について、「A：外国人住民と日本人住民は、ふだんから交流して、文化や価値観を相互に尊重し生活するのがよい」、「B：外国人住民と日本人住民は、それぞれ離れて、自分たちの文化や価値観を尊重して生活するのがよい」のどちらに近いかを尋ねました。

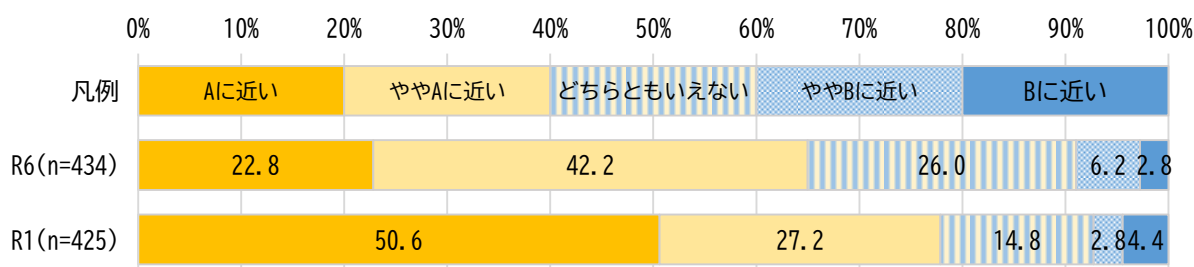
「Aに近い」、「ややAに近い」など、普段から外国人住民と日本人住民の交流を望む割合は、市全域では65.0%、外国人集住地区では53.4%でした。

令和元年度調査に比べると、「Aに近い」など、ふだんから交流を望む割合は、市全域で50.6%から22.8%と27.8ポイント低下し、外国人集住地区では46.6%から16.7%と29.9ポイント低下しました。

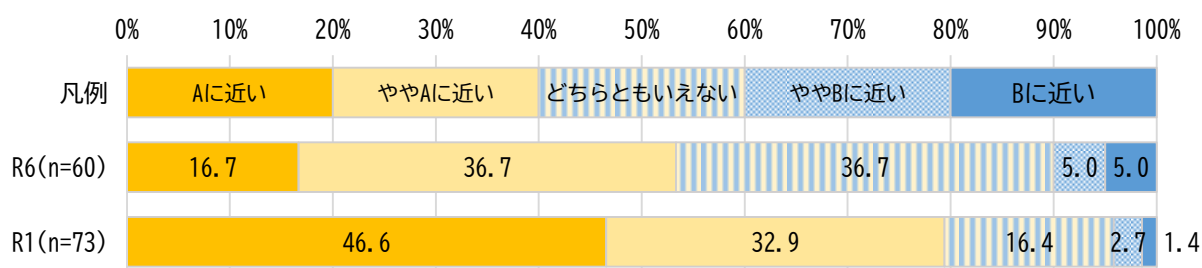
外国人住民との交流に対する考え方



外国人住民との交流に対する考え方〈経年比較・市全域〉



外国人住民との交流に対する考え方〈経年比較・集住地区〉



(I) 外国人住民との交流意向

外国人住民との交流意向では、市全域、外国人集住地区ともに「困っている外国人を見かけたら手助けしたい」の割合が6割以上で最も高くなっています。次いで、「外国人から、出身国の文化や言葉を学びたい」が比較的高くなっています。

外国人住民との交流意向

選択肢	自分から積極的に話しかけるようにしたい		地域の祭りや催しに参加を呼びかけたい		外国人から、出身国の文化や言葉を学びたい		困っている外国人を見かけたら手助けしたい	
	市全域 (n=438)	集住地区 (n=61)	市全域 (n=436)	集住地区 (n=60)	市全域 (n=436)	集住地区 (n=60)	市全域 (n=433)	集住地区 (n=59)
そう思う+ややそう思う	22.8	23.0	27.5	15.0	42.9	36.7	69.7	64.4
どちらともいえない	48.4	44.3	45.9	50.0	30.5	25.0	23.8	25.4
あまりそう思わない+そう思わない	28.8	32.8	26.6	35.0	26.6	38.3	6.5	10.2
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

選択肢	外国人を支援する活動に、寄付を行いたい		外国人を支援する活動に、ボランティアとして参加したい		外国人と交流するイベントに参加したい	
	市全域 (n=438)	集住地区 (n=61)	市全域 (n=438)	集住地区 (n=62)	市全域 (n=438)	集住地区 (n=62)
そう思う+ややそう思う	16.7	9.8	16.0	12.9	26.0	24.2
どちらともいえない	46.1	41.0	40.6	33.9	36.8	35.5
あまりそう思わない+そう思わない	37.2	49.2	43.4	53.2	37.2	40.3
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(オ) 外国人住民に期待すること

外国人住民に期待することは、市全域、外国人集住地区ともに「日本の生活ルールや習慣を守る」、「日本語や日本の文化を学ぶ」が高くなっています。

外国人住民に期待すること

選択肢	日本語や日本の文化を学ぶ		新しい発想で、地域に活気をあたえる		地域住民との交流や地域の活動に参加する		日本人に、外国の言葉や文化を教える		日本の生活ルールや習慣を守る	
	市全域 (n=439)	集住地区 (n=61)	市全域 (n=437)	集住地区 (n=61)	市全域 (n=437)	集住地区 (n=61)	市全域 (n=438)	集住地区 (n=61)	市全域 (n=433)	集住地区 (n=61)
期待する+まあまあ期待する	61.3	54.1	43.5	36.1	43.2	42.6	47.7	42.6	72.3	70.5
どちらともいえない	30.3	29.5	42.8	39.3	43.9	36.1	37.9	36.1	21.0	19.7
あまり期待しない+期待しない	8.4	16.4	13.7	24.6	12.8	21.3	14.4	21.3	6.7	9.8
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(カ) 外国人住民が増加した場合における影響

市全域では、「外国の文化・風習に触れる機会が増える」(65.0%)、「異文化に対する抵抗感が弱くなる」(59.5%)、「多様な生き方が認められるようになる」(56.6%)の順にプラスの影響を感じている割合が高くなっています。

一方、外国人集住地区では「日本人との間でトラブルが増える」(49.2%)、「外国の文化・風習に触れる機会が増える」(48.4%)、「生活ルールが乱れる」(46.7%)の順となっており、マイナスの影響を感じている傾向もあります。

外国人住民が増加した場合における影響

増加したことによるプラスの影響

選択肢	外国の文化・風習に触れる機会が増える		これまでにない新しい文化が生まれる		多様な生き方が認められるようになる		異文化に対する抵抗感が弱くなる		地域の活性化につながる	
	市全域 (n=437)	集住地区 (n=62)	市全域 (n=438)	集住地区 (n=62)	市全域 (n=438)	集住地区 (n=61)	市全域 (n=437)	集住地区 (n=61)	市全域 (n=437)	集住地区 (n=62)
そう思う+ややそう思う	65.0	48.4	44.7	35.5	56.6	42.6	59.5	39.3	41.4	25.8
どちらともいえない	22.9	25.8	37.4	41.9	29.9	34.4	27.9	41.0	40.3	46.8
あまりそう思わない+そう思わない	12.1	25.8	17.8	22.6	13.5	23.0	12.6	19.7	18.3	27.4
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

増加したことによるマイナスの影響

選択肢	治安が悪くなる		日本人の雇用機会が減る		生活ルールが乱れる		自然災害の発生時、住民の避難が遅れる		日本人との間でトラブルが増える	
	市全域 (n=439)	集住地区 (n=61)	市全域 (n=438)	集住地区 (n=60)	市全域 (n=439)	集住地区 (n=60)	市全域 (n=438)	集住地区 (n=60)	市全域 (n=439)	集住地区 (n=61)
そう思う+ややそう思う	35.8	42.6	19.2	28.3	28.5	46.7	17.4	21.7	37.4	49.2
どちらともいえない	43.7	44.3	41.1	46.7	40.1	28.3	45.0	48.3	37.6	34.4
あまりそう思わない+そう思わない	20.5	13.1	39.7	25.0	31.4	25.0	37.7	30.0	25.1	16.4
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(※) 松本市の外国人住民への取組みに関する認知

松本市で実施している外国人住民に対する取組みの認知度は、いずれも 2 割程度にとどまっており、令和元年度調査からは横ばいで推移しています。

松本市で実施している外国人住民に対する取組みに関する認知

選択肢	外国人の小中学生を対象に、松本市が日本語指導・学習支援を実施		多文化共生の地域づくりのため、松本市がMウィングに「多文化共生プラザ」を開設		ボランティアが運営する外国人対象の日本語教室が松本市内にあること	
	市全域 (n=438)	集住地区 (n=59)	市全域 (n=437)	集住地区 (n=58)	市全域 (n=439)	集住地区 (n=59)
知っている+まあまあ知っている	26.7	15.3	18.8	13.8	18.2	18.6
あまり知らない+知らない	73.3	84.7	81.2	86.2	81.8	81.4
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

松本市で実施している外国人住民に対する取組みに関する認知 〈経年比較・市全域〉

選択肢	外国人の小中学生を対象に、松本市が日本語指導・学習支援を実施		多文化共生の地域づくりのため、松本市がMウィングに「多文化共生プラザ」を開設		ボランティアが運営する外国人対象の日本語教室が松本市内にあること	
	R6(n=438)	R1(n=425)	R6(n=437)	R1(n=424)	R6(n=439)	R1(n=425)
知っている+まあまあ知っている	26.7	28.5	18.8	20.1	18.2	20.0
あまり知らない+知らない	73.3	71.5	81.2	80.0	81.8	79.9
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

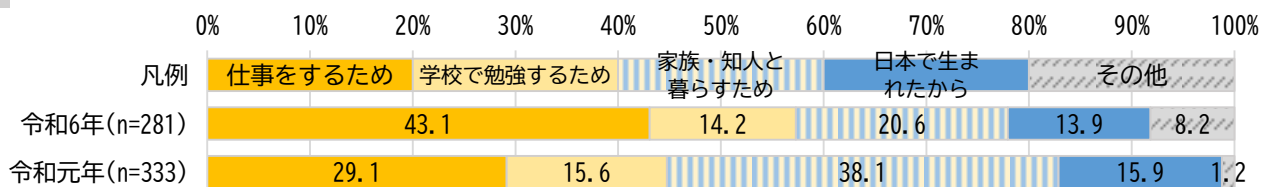
イ 外国人住民の回答から見える状況

(ア) 来日のきっかけ

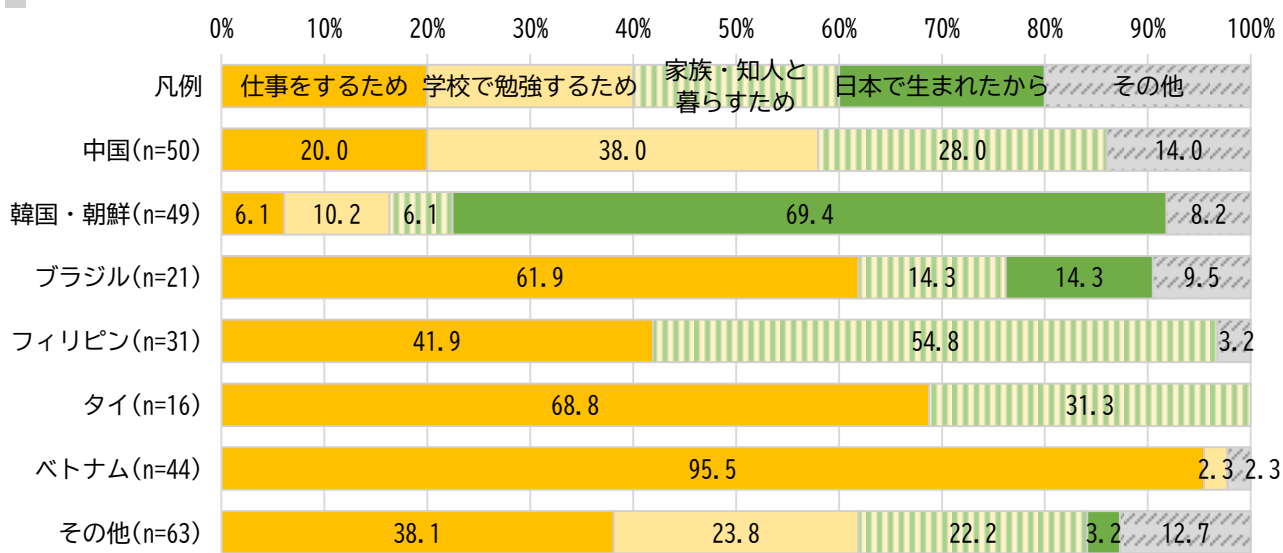
「仕事をするため」の割合が43.1%で最も高く、令和元年度調査に比べ、14.0ポイント増加しています。

国籍別では、ベトナム、タイ及びブラジルで「仕事をするため」の割合が高く、特にベトナムは95.5%とほとんどが仕事を目的として松本市に在住しています。中国は「学校で勉強するため」が多く、フィリピンは、「家族・知人と暮らすため」が多くなっています。

来日のきっかけ〈経年比較〉



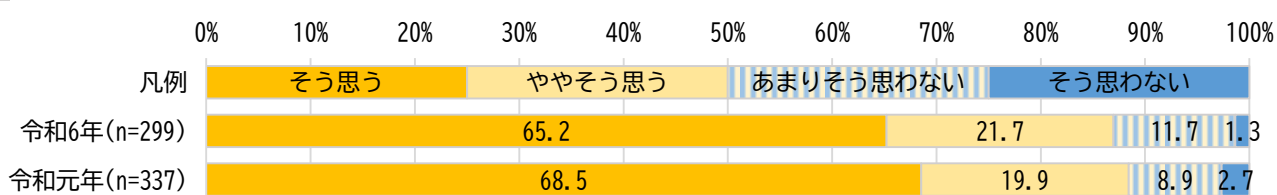
国籍別 来日のきっかけ



(イ) 松本市への居住意向

今後も松本市に住み続けたいかという質問への回答として、「そう思う」、「ややそう思う」の合計が86.9%と高くなっていますが、令和元年度調査と比べると減少傾向にあります。

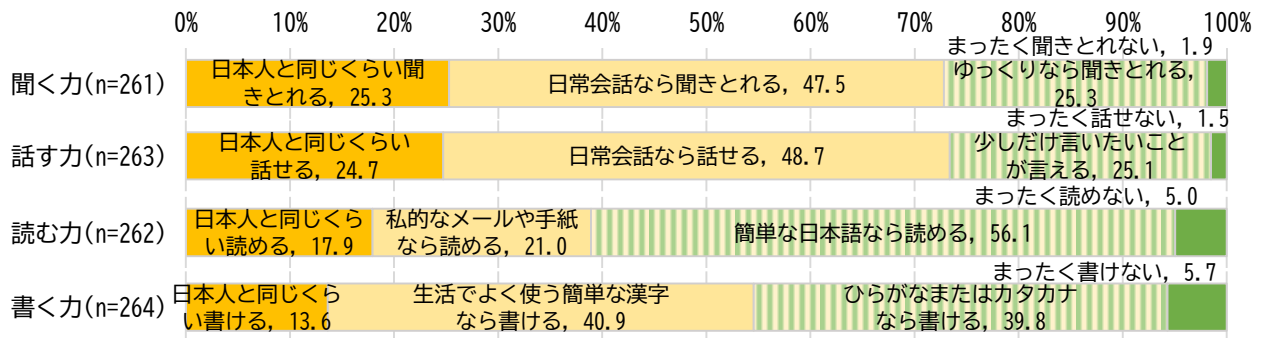
今後も松本市に住み続けたいか〈経年比較〉



(ウ) 日本語能力について

会話力では、日常会話レベルの人、読み書きでは、簡単な日本語なら読み書きできる人の人数が多くなっています。

回答対象：特別永住者以外の在留資格の人 日本語能力

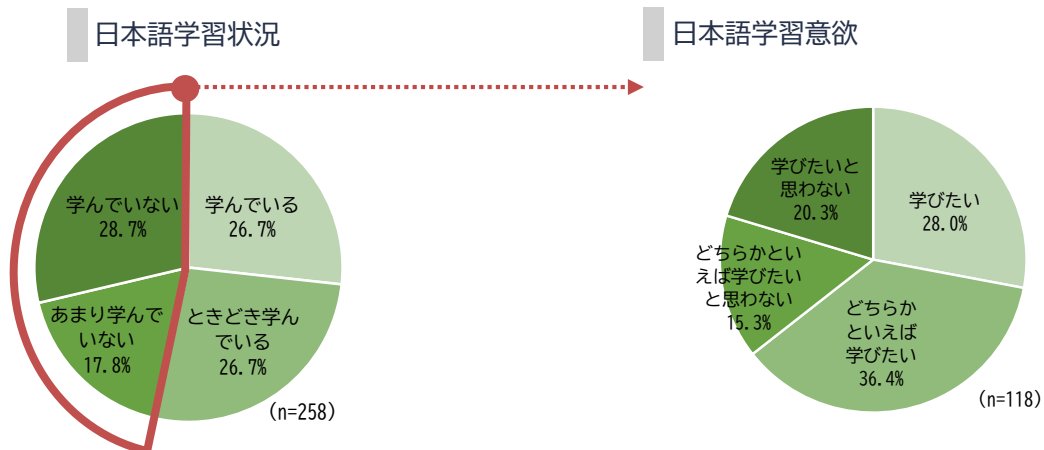


(I) 日本語学習状況・意欲

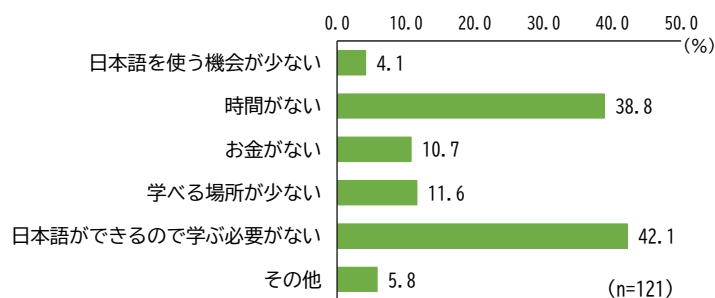
日本語学習の状況では、「学んでいる」、「ときどき学んでいる」と答えた人の割合は半数以上でした。

「学んでいない」、「あまり学んでいない」と回答した人のうち、64.4%の人が学習意欲があります。また日本語を学んでいない理由は、「日本語ができるので学ばない」と回答した人が42.1%で高いですが、「時間がない」と回答した人も38.8%と多くなっています。

聞取り調査の中では、教室の選択肢が少なく、時間帯やレベルの多様性が不足しているという回答がありました。



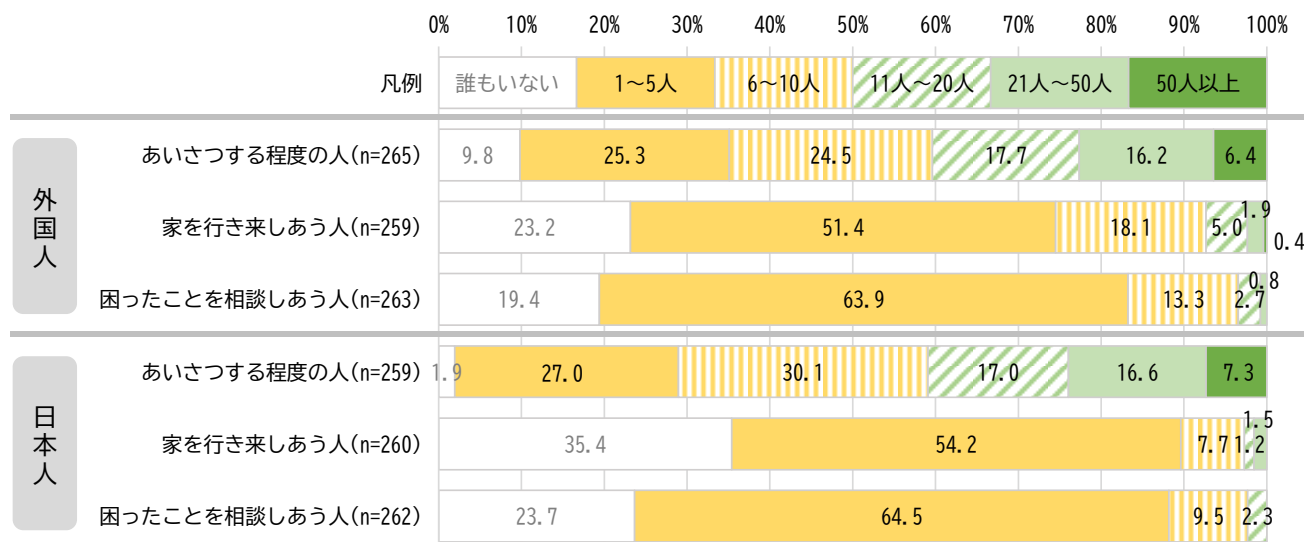
日本語を学んでいない理由[複数回答]



(オ) 人との関わりや交流

外国人住民・日本人住民ともに「あいさつをする程度の人」の数は、「1～5人」「6～10人」と答えた層が、半数程度います。一方で付き合いをする人が「誰もいない」と答えた人もそれぞれ2～3割程度見られます。

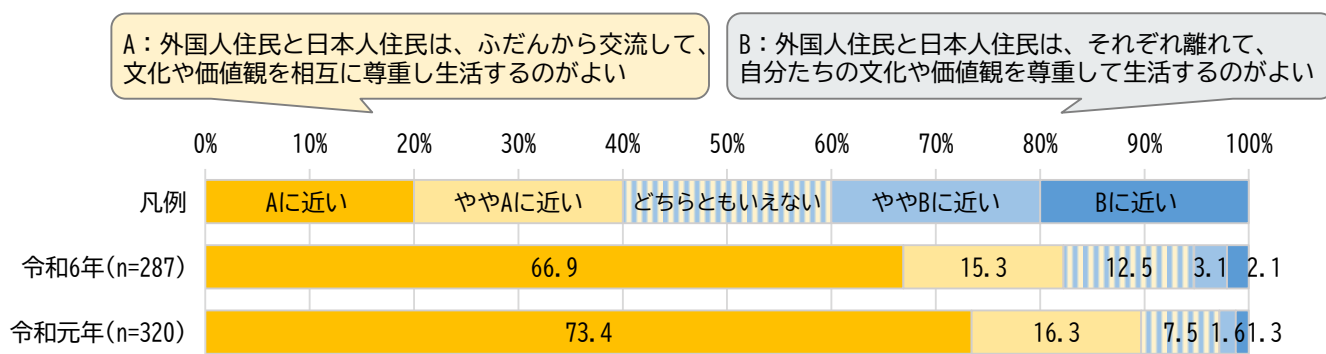
交流している人数



(カ) 日本人住民との関係や交流の考え方

外国人住民と日本人住民の関わり方において、「A：外国人住民と日本人住民は、ふだんから交流して、文化や価値観を相互に尊重し生活するのがよい」に近い考え方の人は、82.2%で、「B：外国人住民と日本人住民は、それぞれ離れて、自分たちの文化や価値観を尊重して生活するのがよい」に近い考えの人の割合を大きく上回っています。ただし、令和元年度調査の89.7%からは7.5ポイント減少しています。

外国人住民と日本人住民との交流や関わりに対する考え方〈経年比較〉



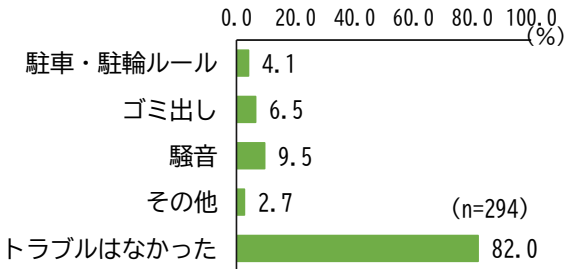
(キ) 松本市で経験した日本人住民とのトラブル

松本市で経験した、日本人住民とのトラブルは「なかった」は82.0%で大半を占めています。トラブルの内容は、「騒音」が9.5%、「ゴミ出し」が6.5%、「駐車・駐輪ルール」が4.1%です。

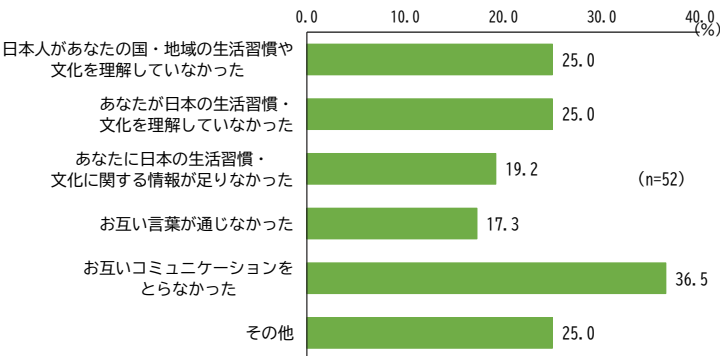
トラブルの原因は、「お互いコミュニケーションをとらなかった」が36.5%です。

その他の回答の中では、「日本人住民がマナーを守らなかったが、それを外国人住民が守っていないと誤解された」という回答が複数ありました。

経験した日本人との間でのトラブル[複数回答]



トラブルの原因[複数回答]



(ク) 外国人住民が経験した困りごと

生活面での困りごとや不安に感じていることでは、「収入が少ない」が36.2%で最も高いです。令和元年度調査と比べると、変化が大きいものでは、「収入が少ない」が9.9ポイント、「日本語を勉強できる場所がない」は5.3ポイント増加しています。

聞き取り調査では、日本語が十分に使えず、市役所や各種窓口での手続きが大きな問題と感じていたり、提供される行政資料、警察や病院の情報が外国人住民には十分に伝わっていないという回答がありました。

経験した困りごとの多くは、言葉や日本独自の文化への理解などがあげられます。

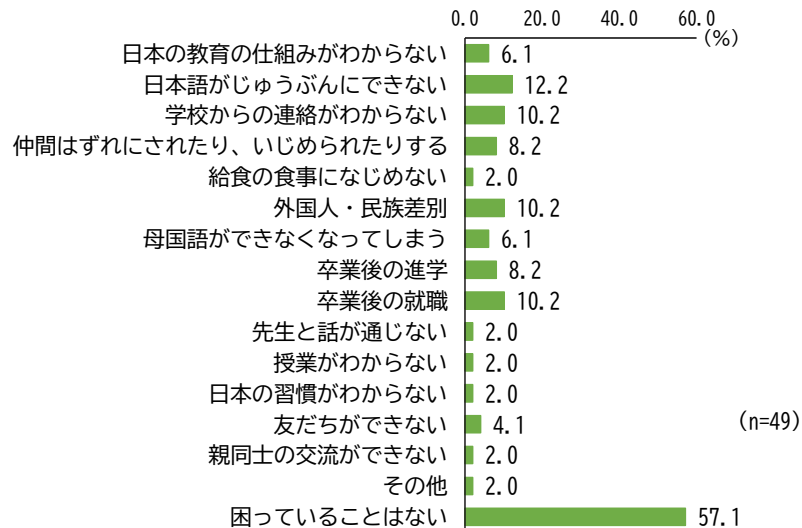
普段の生活で困っていることや不安に感じていること[複数回答]〈経年比較〉

	収入が 少ない	言葉が 通じない	友人が 少ない	外国人・ 民族の 差別・ハ イト	日本語を 勉強で きる場 所がない	日本自然 災害など	地震や大 雨など	気・ケガ など	自分や家 族の病	行政サー ビスが 利用しに くい	仕事がない	相談でき る場所 が少ない	病院を利 用しに くい	子どもの 学校・ 教育	高齢家族 の介護	住居や周 囲の環 境がよく ない	職場が働 きにくい	周囲の人 が親切で はない	犯罪・治 安	日本にな じめない	乳幼児の 子育て	交通マナ ーがわる い	障がいのある 家族の介護	学校に通 えない	その他	困りごと や不安 はない
令和6年 (n=293)	36.2	21.2	17.1	11.6	9.6	8.5	8.2	7.8	7.2	6.5	5.1	4.8	4.8	3.4	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.4	2.4	1.7	1.4	1.7	27.6	
令和元年 (n=327)	26.3	18.7	18.3	14.7	4.3	11.9	8.9	7.6	11.0	10.7	-	8.0	3.7	2.4	3.1	2.8	2.1	2.1	2.1	1.2	-	1.2	1.5	2.8	27.2	

学校での困りごとは、「日本語が十分にできない」、「学校からの連絡がわからない」が高い割合となっています。

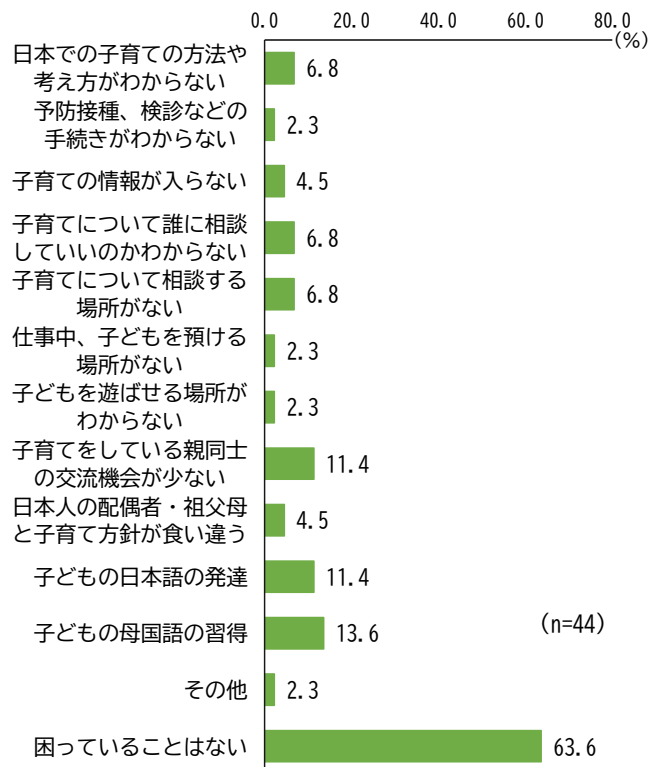
聞き取り調査では、「日本の学校の規則や、PTA活動の役割や活動内容がわからない」という回答がありました。

学校での困りごと〔複数回答〕



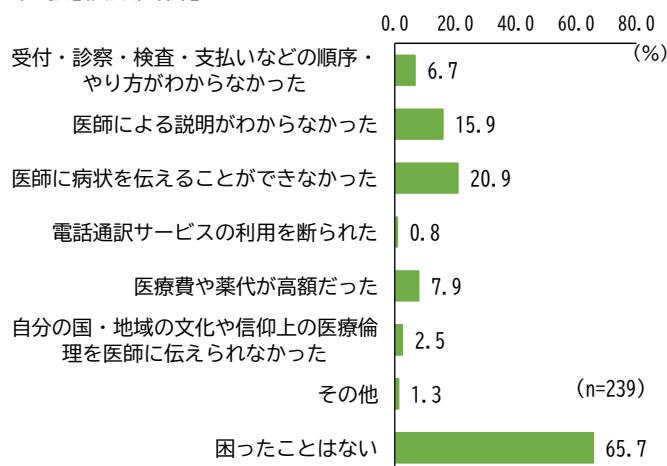
子育てでの困りごとでは、「親同士の交流機会の少なさ」、「子どもの日本語の発達」などの割合が高くなっています。

子育てでの困りごと〔複数回答〕



病院の利用では、特に「医師による説明がわからない」、「病状を伝えることができない」の割合が高くなっています。

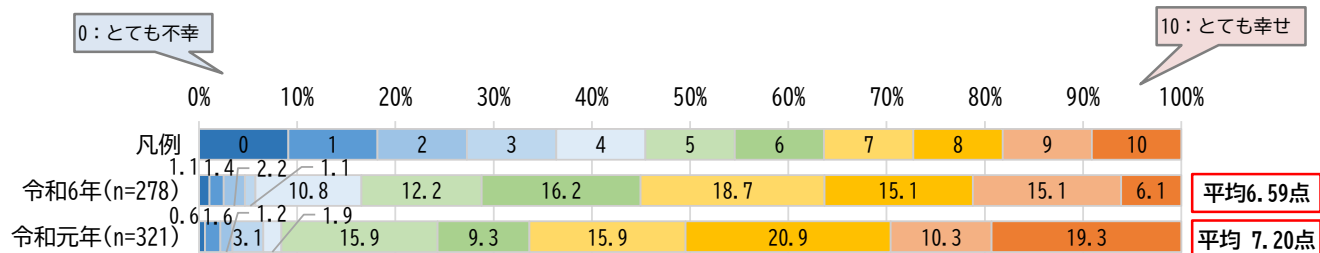
病院の利用で困った経験[複数回答]



(ク) 幸福度

現在の幸福度を「10点」（とても幸せ）～「0点」（とても不幸）で表すと、平均点が6.59点で、令和元年度調査と比べると0.61点低下しています。

幸福度〈経年比較〉



ウ 事業所の回答から見える状況

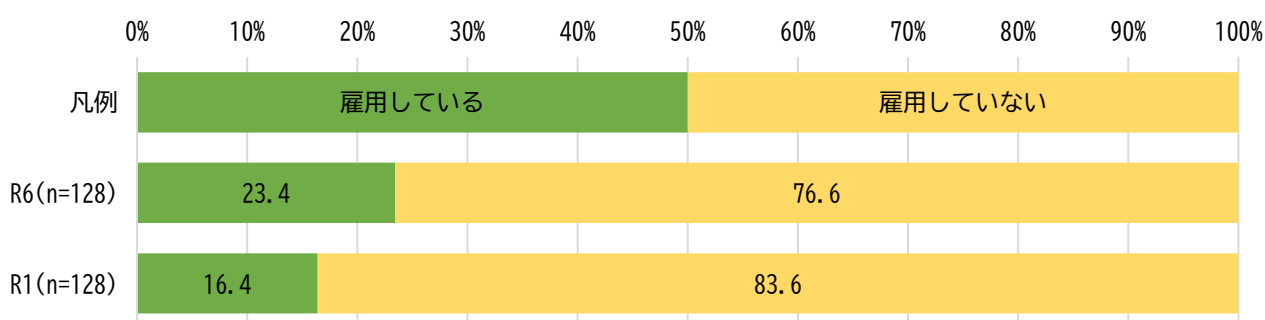
(ア) 外国人従業員の雇用状況

外国人従業員を雇用している事業所は23.4%で、令和元年度調査から7.0ポイント増加しました。業種別では、「教育・学習支援業」、「宿泊業・飲食サービス業」、「農林水産業」及び「生活関連サービス業・娯楽業」で雇用している割合が50%を超えています。

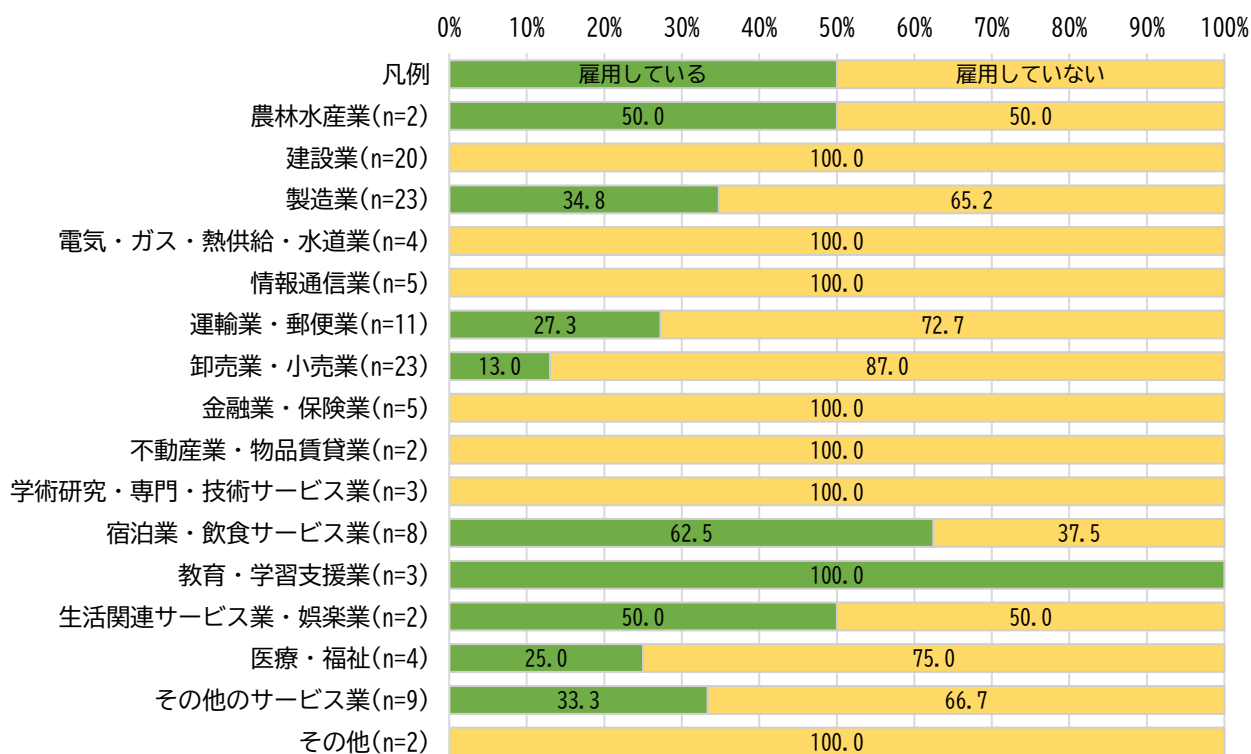
外国人従業員を雇用している事業所のうち、常用労働者としての雇用がある事業所は、46.7%で、パートタイムでは40.0%です。

職種別では、「販売・サービス等従事者」が33.3%と最も高く、次いで、「専門・技術・研究等従事者」23.3%、「農業・工場業務・運搬・清掃・警備等従業者」20.0%となっています。

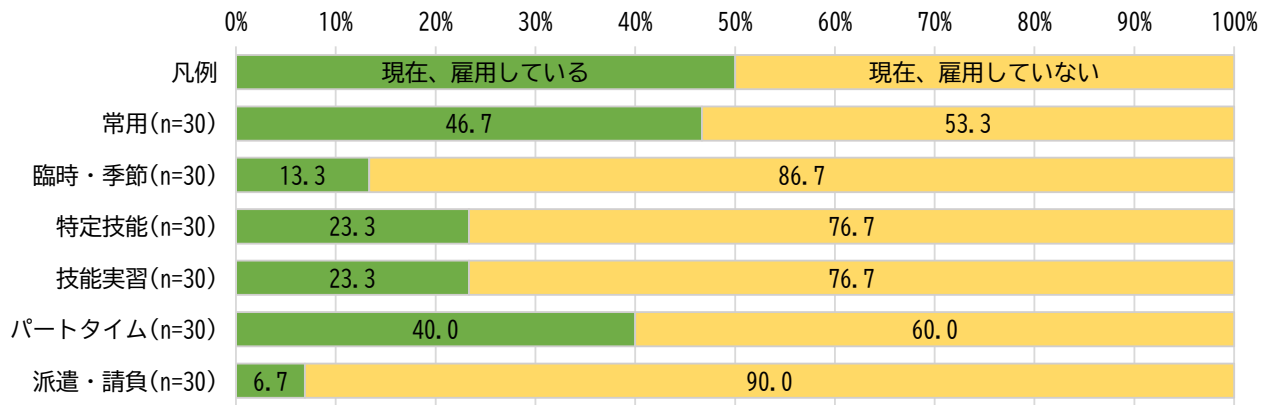
外国人従業員の雇用状況〈経年比較〉



業種別 外国人従業員の雇用状況

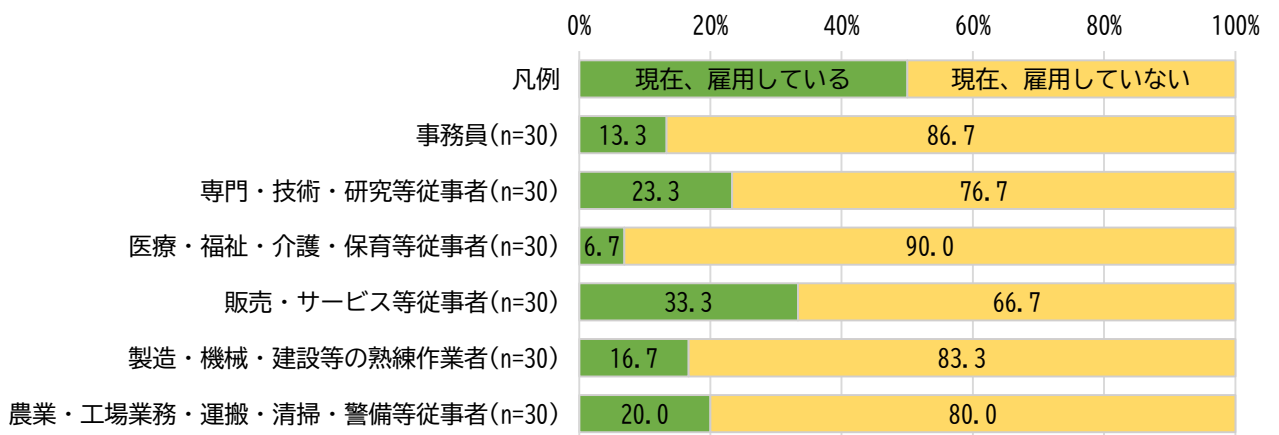


雇用形態別 外国人従業員の雇用状況



※ (n=30) は28ページの「外国人従業員の雇用状況〈経年比較〉」の質問で、「雇用している」と回答した数

職種別 外国人従業員の雇用状況



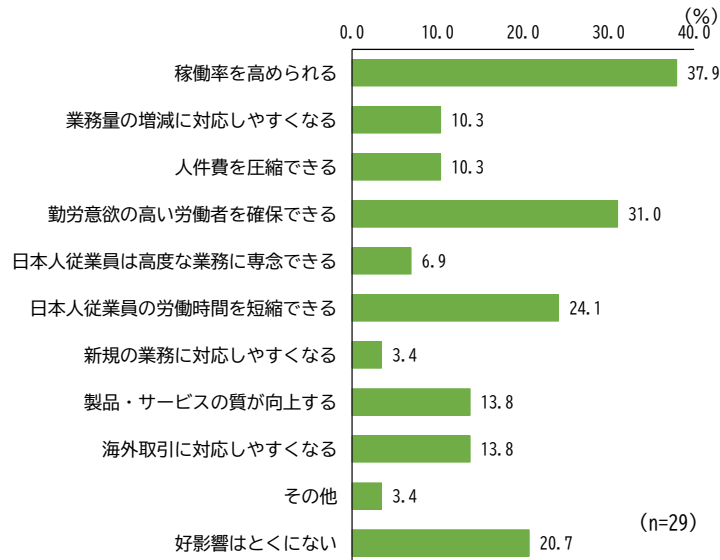
※ (n=30) は28ページの「外国人従業員の雇用状況〈経年比較〉」の質問で、「雇用している」と回答した数

(イ) 外国人従業員による影響

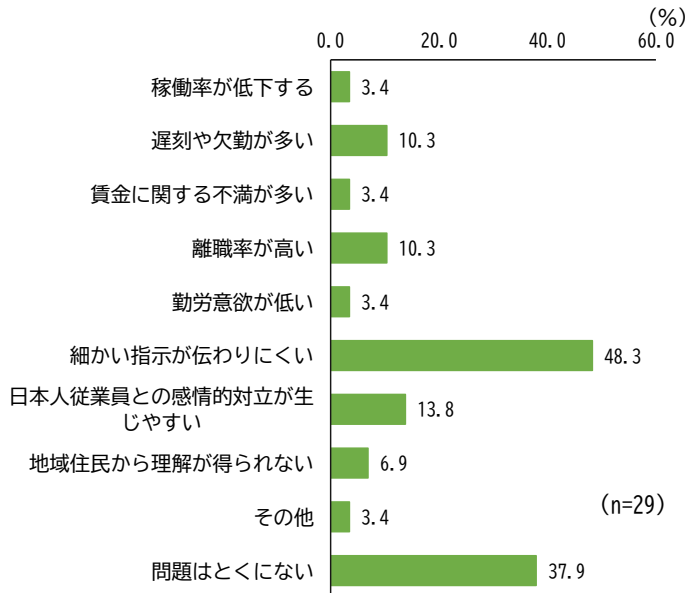
外国人従業員を雇用している事業所における、外国人従業員雇用による好影響では、「稼働率を高められる」の割合が37.9%で最も高く、次いで「勤労意欲の高い労働者を確保できる」が31.0%です。

一方、外国人従業員雇用による問題では、「細かい指示が伝わりにくい」の割合が48.3%で最も高くなっています。

外国人従業員雇用による好影響[複数回答]



外国人従業員雇用による問題[複数回答]



(ウ) 外国人住民に求める日本語能力と研修の実施状況

会話力、読む力、書く力のそれぞれについて、5段階で必要な能力を尋ねました。

会話力は、最も上位のレベルの「仕事上必要な日本語（専門用語を含む）を話せる」が44.8%、次いで上から2番目のレベルの「仕事上の指示を理解できる」が34.5%で、両者を合わせると79.3%です。

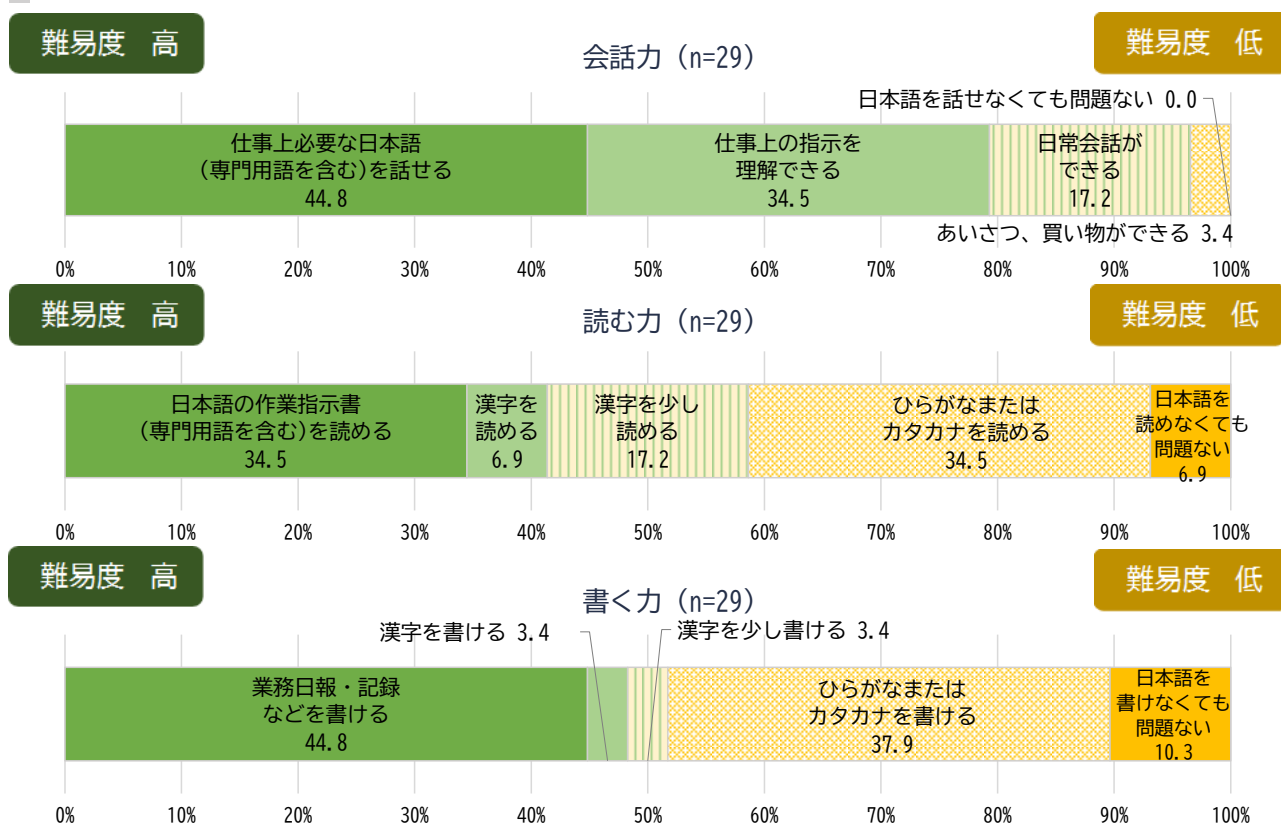
読む力は、最も上位のレベルの「日本語の作業指示書（専門用語を含む）を読める」と、下から2番目のレベルの「ひらがなまたはカタカナを読める」がそれぞれ34.5%です。

書く力は、最も上位のレベルの「業務日報・記録などを書ける」が44.8%で、次いで、下から2番目のレベルの「ひらがなまたはカタカナを書ける」が37.9%です。

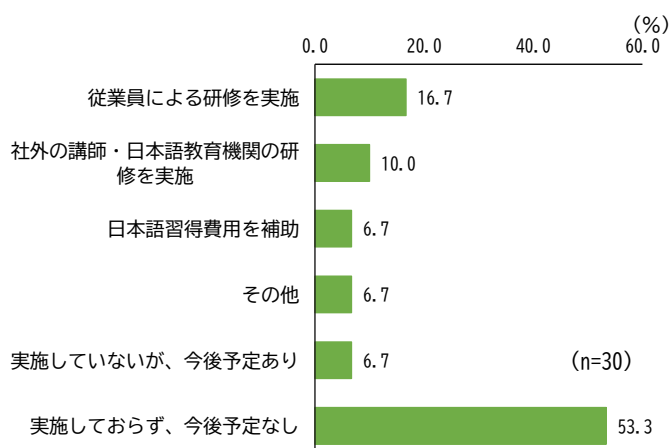
以上から、多くの事業所で高い会話力を求める一方、読む力や書く力では高い能力を求める事業所と、簡単なコミュニケーションが取れるレベルを求める事業所があることがわかります。

高い会話力を求める一方で、日本語習得の研修を実施していないと回答する事業所の割合が高くなっています。

外国人従業員に求める日本語能力



外国人従業員に対する日本語習得に関する研修の実施状況〔複数回答〕



※ 「外国人従業員に求める日本語能力」の質問に無回答があるため、「外国人従業員に求める日本語能力」と「外国人従業員に対する日本語習得に関する研修の実施状況」のグラフでは、母数が異なります。

(I) 外国人従業員の社会保険加入率及び福利厚生制度利用

外国人従業員を雇用している事業所に対して、雇用保険、健康保険及び厚生年金の加入率を尋ねました。

常用については、いずれも「加入率80%以上」の割合が90%程度と高くなっています。

パートタイムについては、雇用保険では「加入率80%以上」、健康保険と厚生年金では「加入なし」の割合が最も高くなっています。

特定技能・技能実習生については、いずれも「加入率80%以上」の割合が60%程度で比較的高いですが、「加入なし」、「10%未満」の事業所も一定数あります。

福利厚生制度については、いずれの項目においても、該当する制度がある場合は、「すべての外国人従業員が利用できる」の割合が高いものの、「常用の外国人従業員のみ利用できる」も一定数見られます。「外国人従業員は利用できない」との回答は、いずれの制度でも見られません。

外国人従業員の社会保険加入率

(単位：%)

	常用(n=16)			パートタイム(n=16)			特定技能・技能実習(n=11)		
	雇用保険	健康保険	厚生年金	雇用保険	健康保険	厚生年金	雇用保険	健康保険	厚生年金
加入なし	12.5	12.5	12.5	37.5	43.8	50.0	18.2	18.2	27.3
10%未満	0.0	0.0	0.0	12.5	12.5	12.5	18.2	18.2	18.2
10%以上30%未満	0.0	0.0	0.0	0.0	6.3	6.3	0.0	0.0	0.0
30%以上40%未満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
40%以上60%未満	0.0	0.0	0.0	0.0	6.3	0.0	0.0	0.0	0.0
60%以上80%未満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
80%以上	87.5	87.5	87.5	50.0	31.3	31.3	63.6	63.6	54.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

外国人従業員の福利厚生制度利用

(単位：%)

	社内互助制度 (n=30)	住居の斡旋 (n=30)	社宅・寄宿舍 (n=30)	家賃補助制度 (n=30)	資金貸付制度 (n=30)	福利厚生施設 (n=30)
すべての外国人従業員が利用できる	46.7	26.7	33.3	30.0	23.3	46.7
常用の外国人従業員のみ利用できる	6.7	10.0	6.7	16.7	6.7	3.3
外国人従業員は利用できない	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
該当する制度・施設がない	46.7	63.3	60.0	53.3	70.0	50.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

4 松本市の課題

(1) 外国人住民及び外国人観光客の多様化と在留資格の変化への対応

- ア 外国人住民が増加する一方で、特別永住者などの自然減があり、在留資格の変化がみられます。
長く在住している方は多いですが、短期滞在や、松本市での数年間の就労後に他自治体へ流出してしまう方も増えている中で、松本市へ定着する人口を増やすことが課題です。
- イ 大学や専門学校が市内に立地しており、様々な国の学生が滞在しています。在学中に学生が活躍できる機会を創出するとともに、松本市への愛着を持ってもらう取組みが必要です。
- ウ 外国人観光客の増加を好機と捉え、松本市で暮らしたいと思う意欲をかき立てる工夫を検討します。

(2) コミュニケーション・情報発信

- ア 事業所、教育現場及び外国人集住地区では、言語・コミュニケーションによる困りごとが多く挙げられています。多言語化はもちろんですが、やさしい日本語を用いたコミュニケーション方法を周知することも重要です。
- イ 市ホームページの多言語版サイトや広報まつもとでの情報収集を行っている外国人住民は少ないため、他の周知方法について検討する必要があります。
- ウ 2024（令和6）年に長野県による医療通訳コールセンターの活用が開始されましたが、情報が行き届いていないので、関係各所や出前講座などを通じて周知を強化します。
- エ ヤング日本語教室の閉室により、新たな外国ルーツの子どもたちの居場所の創出が求められます。

(3) 外国人住民と日本人住民の意識の差への対応

- ア 特に外国人集住地区に住む日本人住民が、外国人住民との間で、問題を経験している傾向にあります。理由として、外国人住民が生活ルールをしっかりと理解していない一方で、日本人住民側が、外国人にきちんと伝わる日本語でコミュニケーションを図れていないことが考えられます。
また、外国人住民が日本特有の文化に馴染みがなく、日本の生活で困りごとを抱えている可能性があります。
日本人住民、外国人住民ともに快く共生できるよう、多文化共生意識を共有する取組みが必要です。
- イ 交流したくても、情報が届いていない、文化がわからない等の理由で外国人住民側もうまく地域活動に参加できない可能性があります。地域づくりセンターと連携を強化し、地域活動に参加しやすい環境整備が必要です。
- ウ 多様性は普通のものとして捉え、誰もが認められる多文化共生が主流の社会の構築が必要です。

03

施策体系

1 体系図

基本 理念

みんなで創る多文化共生都市・松本

「言語・文化・心理的な違いを超えて輝き発展するまち」

基本目標

施策の方向性

01

つながる
たのしむ

1-1 多文化共生キーパーソンの活躍 **【重点】**

1-2 外国人住民の地域活動への参画促進

1-3 交流活動の充実

02

うけいれる
みとめあう

2-1 やさしい日本語を用いたコミュニケーションの支援
(やさしい日本語の普及及び活用) **【重点】**

2-2 行政サービスの更なる向上

2-3 相談体制の充実
(多文化共生プラザの拡充・アウトリーチ)

2-4 災害対応力の向上

2-5 医療へのアクセス向上

2-6 生活のための環境整備と就業に向けた情報発信

03

まなぶ
そだつ

3-1 子育て・教育環境の充実 **【重点】**

3-2 子どもの居場所づくり

3-3 多文化理解への早期教育

3-4 日本語教育体制の整備

04

かわる
ひろがる

4-1 多文化共生意識の醸成 **【重点】**

4-2 小中学校等と連携した多文化共生意識の醸成 **【重点】**

03

2 成果指標と取組内容

成果指標と取組内容の見方

成果指標

- ・各基本目標ごとに成果指標を設定しています。
- ・第4次プランの取組みを遂行した5年後の2030（令和12）年度に目指す目標値を設定しています。
- ・現状値は2025（令和7）年度のものを示しています。

指標項目	現状値	目標値 (令和12年度)
キーパーソンと地域づくりセンターとの連携事業数	年1回	年3回
外国人住民を学習会の講師として依頼し、開催した講座数	10講座	35講座
外国人と何らかの関わりがある日本人住民の割合	41.9%	60%
外国人との交流イベントに参加したい日本人住民の割合	26%	40%
外国人であることで差別的な言動を日本人から受けたと感じることのある割合（ある+ときどきある）	36.2%	20%

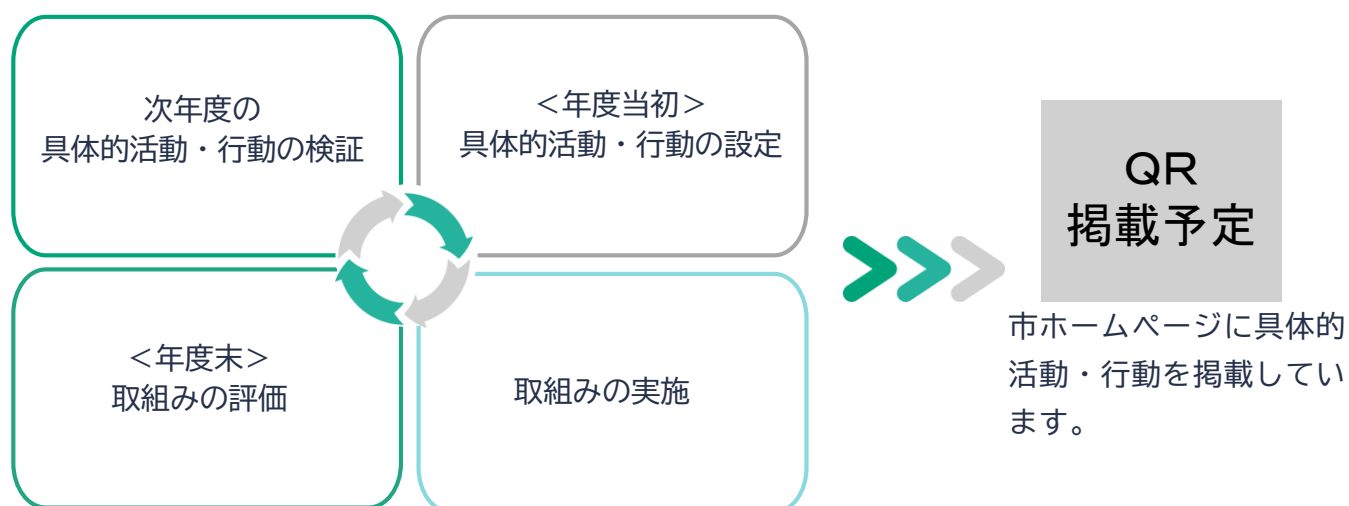
施策の方向性1-1 多文化共生キーパーソンの活躍 【重点】

No	取組内容 ★・・・新規 ○・・・継続	担当課
1	○多文化共生キーパーソンの募集及び育成	人権共生課
2	○キーパーソンネットワークの形成とキーパーソンネットワークを生かした支援	人権共生課
3	○地域づくりセンターとの連携（各地区に住むキーパーソンと地域づくりセンターがつながり、地域で活躍してもらう取組み）	人権共生課 地域づくり支援課 地域づくりセンター

- ・施策の方向性ごとに取組内容を設定しています。
- ・取組みを進める担当課を記載しています。
- ・各担当課が担当する具体的な活動・行動内容は別途設定しています。

具体的な取組内容と評価について

- ・毎年度、取組内容の進捗状況を確認します。
- ・担当課は、各年度の初めに具体的な活動・行動を設定し、各年度の終わりに、設定した内容に取り組めたかどうかの評価と検証を行います。



基本目標 ①

つながる・たのしむ

「みんな」が違いを超えて、関わるのが楽しいと思える
ポジティブマインドの形成

成果指標

指標項目	現状値	目標値 (令和12年度)
キーパーソンと地域づくりセンターとの連携事業数	年1回	年3回
外国人住民を学習会の講師として依頼し、開催した講座数	10講座	35講座
外国人と何らかの関わりがある日本人住民の割合	41.9%	60%
外国人との交流イベントに参加したい日本人住民の割合	26%	40%
外国人であることで差別的な言動を日本人から受けたと感じる ことのある割合（ある+ときどきある）	36.2%	20%

施策の方向性 1-1 多文化共生キーパーソンの活躍 【重点】

No	取組内容 ★・・・新規 ○・・・継続	担当課
1	○多文化共生キーパーソンの募集及び育成	人権共生課
2	○キーパーソンネットワークの形成とキーパーソンネットワークを生かした支援	人権共生課
3	○地域づくりセンターとの連携（各地区に住むキーパーソンと地域づくりセンターがつながり、地域で活躍してもらう取組み）	人権共生課 地域づくり支援課 地域づくりセンター
4	○キーパーソンネットワークを活用した情報発信	人権共生課
5	○外国人キーパーソンを「多文化共生推進協議会」委員に委嘱	人権共生課
6	★キーパーソンとの多文化共生事業開発	人権共生課

施策の方向性 1-2 外国人住民の地域活動への参画促進

No	取組内容 ★・・・新規 ○・・・継続	担当課
7	○外国人住民も情報を得やすい広報（やさしい日本語の普及等）	人権共生課 関係課
8	○地域住民による地域活動等への参画の働きかけ	地域づくりセンター 生涯学習課・中央公民館 人権共生課
9	○外国人住民への学習会等講師依頼	地域づくりセンター 生涯学習課・中央公民館 人権共生課

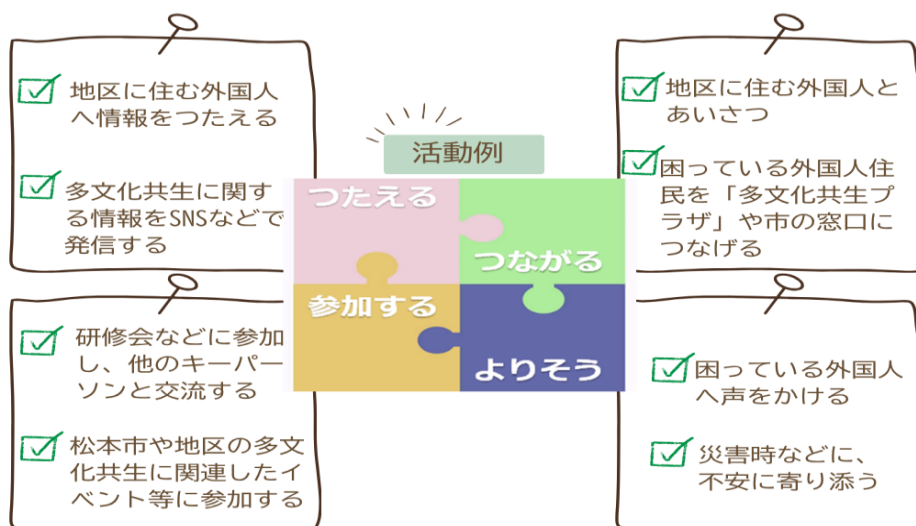
施策の方向性 1－3 交流活動の充実

No	取組内容 ★・・・新規 ○・・・継続	担当課
10	○多文化共生イベント等の企画・運営及び広報に関する支援	人権共生課 (多文化共生プラザ) 地域づくり支援課 地域づくりセンター 移住交流推進室 生涯学習課・中央公民館

TOPIC

多文化共生キーパーソン

国籍を問わず、誰もが地域の一員として活躍することができる社会を作るため「松本市多文化共生キーパーソン」として登録し、様々な「橋渡し役」となって活動する方です。



多文化共生キーパーソン募集中！詳しくはホームページへ！

松本市 多文化共生キーパーソン



キーパーソンネットワーク

多文化共生キーパーソンが、松本市の担当課、多文化共生プラザと連携するほか、キーパーソン同士でつながりネットワークを形成するものです。ネットワークをととして、効率よい情報の共有・拡散や、困りごとの早期発見など、円滑な外国人住民支援につなげます。



行政、介護、医療、企業など様々な分野で「みんな」が活躍する、言葉も国籍も多様な社会の創造

成果指標

指標項目		現状値	目標値 (令和12年度)
地域での「やさしい日本語」講座の実施回数		年1回	年3回
普段の生活で「言葉が通じない」ことに困っている外国人住民の割合		21.2%	15%
今後、松本市に住み続けたいと思う外国人住民の割合		86.9%	90%
発災時どこに避難したらよいか分からない外国人住民の割合		41.4%	30%
外国人従業員を雇用している事業所のうち、常用雇用している事業所の割合		46.7%	55%
多文化共生プラザの認知割合	日本人住民	18.8%	30%
	外国人住民	41.8%	50%

施策の方向性2-1 やさしい日本語を用いたコミュニケーションの支援【重点】
(やさしい日本語の普及及び活用)

No	取組内容 ★・・・新規 ○・・・継続	担当課
11	○日本人住民を対象としたやさしい日本語講座の実施	人権共生課
12	○松本市が発信する情報のやさしい日本語化	人権共生課 関係課

やさしい日本語

難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮したわかりやすい日本語のこと

在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン

共生社会実現に向けたやさしい日本語の活用を促進するため、出入国在留管理庁と文化庁が作成したガイドライン

書き言葉編



話し言葉編



出典：出入国在留管理庁ホームページ

やさしい日本語をつくってみよう！

- ✓ ポイント1 文はわかりやすく、短く
- ✓ ポイント2 あいまいな表現は使わない

例題

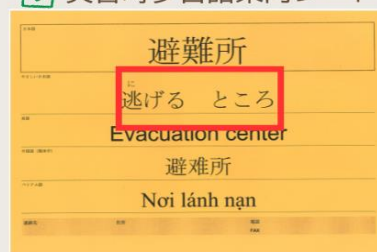
- 01 全館禁煙となっておりますので、お煙草はご遠慮ください。
→(例)ここでたばこを吸ってはいけません。
- 02 高台に避難してください。
→(例)高いところに 逃げて ください。

書き換えツールの紹介！

- ✓ やんしす
- ✓ やさにちチェッカー
- ✓ リーディング チュウ太

こんなところで発見！

- ✓ 災害時多言語案内シート



行政、介護、医療、企業など様々な分野で「みんな」が活躍する、言葉も国籍も多様な社会の創造

施策の方向性 2-2 行政サービスの更なる向上

No	取組内容 ★・・・新規 ○・・・継続	担当課
13	○「多言語生活ガイドブック」の周知・利用促進	人権共生課 市民課 地域づくりセンター 健康づくり課 商工課
14	○企業等での生活オリエンテーションの実施	人権共生課 商工課
15	○各担当部署の多言語対応体制の充実	人権共生課 関係課
16	○ごみの分け方・出し方に関する資料とスマートフォンアプリの多言語化	環境業務課
17	○各種事業・イベント情報の多言語化とSNSや市ホームページ等を活用しての情報提供	人権共生課 (多文化共生プラザ)
18	○小さな子どもがいる家庭やひとり親家庭でも、安心して仕事ができるサポート体制の構築	こども育成課
19	○相談機関のリスト化と多言語による情報発信	商工課
20	★転入窓口における多様な言語、メディアによる行政情報の提供	市民課 関係課

施策の方向性 2-3 相談体制の充実（多文化共生プラザの拡充・アウトリーチ⁴）

No	取組内容 ★・・・新規 ○・・・継続	担当課
21	○多文化共生プラザによる寄り添い支援	人権共生課 (多文化共生プラザ)
22	○多文化共生プラザ相談員のスキルアップ	人権共生課 (多文化共生プラザ)
23	○多文化共生プラザ相談員と多文化共生キーパーソン、民生・児童委員等との連携（困りごとの拾い上げや早期発見）	人権共生課 (多文化共生プラザ) 福祉政策課
24	○地域づくりセンターとの連携（地域での困りごとを拾い上げ多文化共生プラザなどの相談窓口へつなぐ。）	人権共生課 (多文化共生プラザ) 地域づくり支援課 地域づくりセンター
25	○アウトリーチ ⁴ 活動の展開（地域で支援活動を行う団体等と連携）	人権共生課 (多文化共生プラザ)
26	○多文化共生プラザ相談事例の発信	人権共生課 (多文化共生プラザ)

⁴ 英語で、外に手を伸ばすことを意味します。当プランでは、行政から積極的に働き掛けることを意味しています。

多文化共生プラザ (外国人なんでも相談窓口)

外国人住民の自立と社会参画を促進し、地域社会の構成員として、安心して快適に暮らすことができる多文化共生社会の形成を目的とする拠点です。多言語による相談や情報提供、交流イベントを行っています。

施設情報

📍 Mウイング3階 (松本市中央1-18-1)

☎ 0263-39-1106

🕒 あいている時間・詳しいことは
ホームページへ！

松本市多文化共生プラザ



相談

英語・中国語・タイ語・ポルトガル語
の相談員がいます。(2025年時点)
そのほかの言語は電話通訳で対応します。

相談内容

- ・日本語のこと
- ・生活のこと
- ・仕事のこと
- ・子どもの学校のこと
- ・在留資格 (VISA) のこと

など

相談実績 (延べ件数)

2021 (令和3) 年度: 1, 455件
2022 (令和4) 年度: 1, 573件
2023 (令和5) 年度: 1, 684件
2024 (令和6) 年度: 1, 383件

交流イベント

- ✓ 外国人住民 (キーパーソンの方など) を講師とした料理教室の開催
- ✓ 多言語でのよみきかせ

その他、いろいろなイベントを開催しています！



行政、介護、医療、企業など様々な分野で「みんな」が活躍する、言葉も国籍も多様な社会の創造

施策の方向性 2-4 災害対応力の向上

No	取組内容 ★・・・新規 ○・・・継続	担当課
27	○「防災ハンドブック」の周知・利用促進	市民課 人権共生課 危機管理課 地域づくりセンター
28	○居住地区での防災訓練・避難所設営訓練への参加	人権共生課 (多文化共生プラザ) 危機管理課 地域づくりセンター
29	○外国人住民・キーパーソン・地区住民合同の災害時対応講座の実施	人権共生課 危機管理課 地域づくりセンター
30	○災害時要援護者 ⁵ 支援プランの推進	福祉政策課
31	○災害多言語支援センターの設置・運営訓練の実施及び他団体との連携確認	人権共生課
32	○SNS等を用いて、伝わりやすさを意識した防災に関する情報の提供	危機管理課 人権共生課 (多文化共生プラザ)
33	○松本安心ネットや Lアラート等を活用した、伝わりやすい災害情報発信についての研究	危機管理課
34	○キーパーソンネットワークを活用した外国人住民への災害情報拡散	人権共生課

施策の方向性 2-5 医療へのアクセス向上

No	取組内容 ★・・・新規 ○・・・継続	担当課
35	○既存の医療通訳システム、通訳者に関する研修・制度やICT技術などの情報収集	人権共生課 福祉政策課
36	○県、近隣都市及び医療機関との連携の呼び掛け、実現可能な通訳システムの研究、キーパーソンネットワーク活用の研究	人権共生課
37	○外国人住民が医療機関へ行きやすくするための多言語表示の作成、活用促進	病院局
38	○多言語対応医療機関の情報提供	保健総務課
39	○医療機関への情報提供（外国人患者受入に係る情報等）	保健総務課
40	★市立病院における多言語表示・案内の促進	病院局

⁵ 高齢者、障がい者、外国人住民、乳幼児、妊婦等の支援を要する者を要援護者と定義しています。そのうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する者を「避難行動要支援者（＝災害時要援護者）」と定義しています。

施策の方向性 2-6 生活のための環境整備と就業に向けた情報発信

No	取組内容 ★・・・新規 ○・・・継続	担当課
41	○スムーズな住宅確保につながる支援	人権共生課 (多文化共生プラザ)
42	○定住希望者が安心して暮らし続けるための就労支援 (履歴書の記入や面接等のサポート)	商工課 人権共生課 (多文化共生プラザ) 移住交流推進室
43	○外国人就労・定着支援研修等の周知	人権共生課
44	○多言語対応が困難な相談機関への協力	商工課
45	○積極的な外国人材雇用を実践する企業の紹介	商工課
46	○起業支援に関する情報収集・発信	商工課
47	★外国人労働者の雇用ニーズ把握	商工課
48	★外国人介護人材の獲得に向けた関係機関との連携	高齢福祉課

どの子ども言語・文化・心理的な違いを理解し、成長する機会の創出と、外国にルーツを持つ誰もが日本語を学べる環境の整備

成果指標

指標項目	現状値	目標値 (令和12年度)
学校からの連絡が分からない保護者の割合	10.2%	5%
子育てで困っていることがある保護者の割合	36.3%	30%
学校での困りごとのうち、外国人・民族差別を経験した割合	10.2%	5%

施策の方向性3-1 子育て・教育環境の充実 【重点】

No	取組内容 ★・・・新規 ○・・・継続	担当課
49	○学校生活やルール等をまとめたガイドブックの作成と活用	学校教育課
50	○放課後児童健全育成事業 ⁶ の周知	こども育成課
51	○入学前ガイダンスの周知・実施及び関係資料の多言語化	学校教育課 保育課
52	○子ども日本語教育センターと多文化共生プラザの連携	学校教育課
53	○多言語相談での個別対応	学校教育課 人権共生課
54	○高等教育学校等へのスムーズな進学支援	学校教育課
55	○就学状況調査の実施と個別対応	学校教育課 人権共生課 (多文化共生プラザ)
56	○多言語の学校文書テンプレート作成	学校教育課
57	○日本語教室での子どもの受入れ	生涯学習課・中央公民館
58	○未就学児の現状把握と個別対応	保育課 学校教育課
59	○「子育てガイドブック」の多言語化	こども育成課
60	○多言語による「つどいの広場事業」と「こどもプラザ事業」の周知	こども育成課

⁶ 保護者が労働等の理由により、昼間家庭にいない小学生を対象に、指定の実施場所において、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業

松本市子ども日本語教育センター

国籍を問わず、日本語での日常会話が十分にできないことにより、学習活動への参加に支障を生じている児童生徒が、一日でも早く日本の学校教育を受けられるように、初期日本語指導・教科に必要な日本語学習指導を中心に、学校生活のサポートをしています。



施設情報

📍 田川小学校内（長野県松本市渚1-5-34）

松本市子ども日本語教育センター 🔍

主な業務内容

- ✓ 市内小・中学校への日本語教育支援員の派遣
- ✓ 通訳・翻訳・相談員の紹介
- ✓ 日本語教育関連書籍、教材の紹介
- ✓ 就学前ガイダンスの開催
- ✓ 進学に向けた説明会の開催

支援実績

2021（令和3）年度：44人
 2022（令和4）年度：53人
 2023（令和5）年度：48人
 2024（令和6）年度：46人

授業風景



どの子ども言語・文化・心理的な違いを理解し、成長する機会の創出と、外国にルーツを持つ誰もが日本語を学べる環境の整備

N o	取組内容 ★・・・新規 ○・・・継続	担当課
61	○入園時、在園中のやさしい日本語活用・多言語化対応による保護者支援	保育課
62	○子育て支援を行う関係機関等との連携	人権共生課 (多文化共生プラザ) 健康づくり課
63	○こどもプラザでの情報提供 (多文化共生プラザや病後児保育などの情報)	人権共生課 (多文化共生プラザ) 関係課
64	○育児相談・指導の実施	健康づくり課
65	○こどもプラザや保健センター等を利用することができない保護者 (親子)への個別支援	健康づくり課
66	○多言語化された母子手帳の活用	健康づくり課
67	○多言語化された予防接種予診票の活用	健康づくり課
68	○多言語化された乳幼児健診おたずね票の活用	健康づくり課

施策の方向性 3-2 子どもの居場所づくり

N o	取組内容 ★・・・新規 ○・・・継続	担当課
69	★学都松本寺子屋事業 ⁷ の活用による外国にルーツを持つ子どもの学びの場の創造	教育政策課

施策の方向性 3-3 多文化理解への早期教育

N o	取組内容 ★・・・新規 ○・・・継続	担当課
70	○文化の相互理解の推進(各校の学校人権教育等)	学校教育課 生涯学習課・中央公民館 (地区公民館)
71	○母語・母文化教育につながる支援	人権共生課 (多文化共生プラザ)

⁷ 学校や家庭以外の居場所で、元教員、学生、子どもを応援したい人等、地域の多様な人が関わり、子どもに豊かな学びの機会を提供することにより、子どもたちの学習習慣の定着、基礎学力及び自己肯定感等の向上を図る事業

施策の方向性 3－4 日本語教育体制の整備

No	取組内容 ★・・・新規 ○・・・継続	担当課
72	○日本語ボランティアの募集	生涯学習課・中央公民館
73	○教材・指導書等の充実（教材リストの情報発信等）	人権共生課 生涯学習課・中央公民館 （地域日本語教室）
74	○日本語教室に関する情報の収集・発信	人権共生課 生涯学習課・中央公民館
75	○多様なニーズへの対応力を高めるための日本語ボランティア講座の開催	生涯学習課・中央公民館
76	○情報交換や交流をベースにした日本語学習活動の支援	人権共生課
77	○地域日本語教育コーディネーター ⁸ との連携	生涯学習課・中央公民館
78	○日本語教育推進体制の充実のための、横断的な体制の構築	生涯学習課・中央公民館 人権共生課 学校教育課
79	○教職員の支援力の向上のための研修会等の定期開催	学校教育課
80	○学校との連携による支援体制づくり	学校教育課
81	○日本語・バイリンガル支援員 ⁹ の養成と活用	学校教育課

⁸ 日本語教育に係る専門的な知識を有し、地域の日本語教育の教育プログラムの策定、日本語教室の運営及び改善、日本語教師と日本語学習支援者に対する指導・助言並びに関係機関との連携を行う者

⁹ 教員免許所持又は日本語教師としての就労要件を満たす母語話者

「みんな」が「仲間」として認め合い、互いに力を合わせて活力を生み出す意識の醸成

成果指標

指標項目		現状値	目標値 (令和12年度)
外国人住民との交流に対する考え方（外国人住民と日本人住民は、普段から交流して、文化や価値観を相互に尊重し生活するのがよい）の割合	日本人住民	22.8%	40%
	外国人住民	66.9%	75%
小・中学校などへの出前授業の実施回数		—	10回
地域づくりセンター・公民館への出前授業の実施回数		5回	10回

施策の方向性 4-1 多文化共生意識の醸成【重点】

No	取組内容 ★・・・新規 ○・・・継続	担当課
82	○町会長や民生委員・児童委員、町内公民館長等地域リーダーへの啓発研修の実施	地域づくりセンター 福祉政策課 生涯学習課・中央公民館
83	○多文化共生の視点を取り入れた出前講座プログラムの作成と活用促進	人権共生課 生涯学習課・中央公民館
84	○グローバルな視点を取り入れた多文化共生を考える機会づくり	移住交流推進室
85	○外国人住民が発信する事業への支援	人権共生課
86	○地域社会に参画している外国人住民の事例紹介	地域づくりセンター 人権共生課
87	○企業向け多文化理解の促進	商工課

施策の方向性 4-2 小中学校等と連携した多文化共生意識の醸成【重点】

No	取組内容 ★・・・新規 ○・・・継続	担当課
88	★小・中学校等への多文化共生出前講座の実施	人権共生課
89	★海外姉妹都市とのオンライン国際交流	移住交流推進室

04

松本市多文化共生推進協議会と 進管理

1 松本市多文化共生推進協議会

(1) 松本市多文化共生推進協議会設置要綱に基づき、松本市多文化共生推進協議会（以下「協議会」という。）を設置し、松本市多文化共生推進プラン（以下「プラン」という。）の進行管理及び多文化共生に関する調査、研究等を行います。

(2) 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱して構成されています。

ア 有識者

イ 市民活動団体の関係者

ウ 外国人を採用している市内に所在する企業の関係者

エ 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する外国人住民であつて本市に住所を有する者

オ 公募者（本市に住所を有する者に限る。）

カ 行政機関の関係者

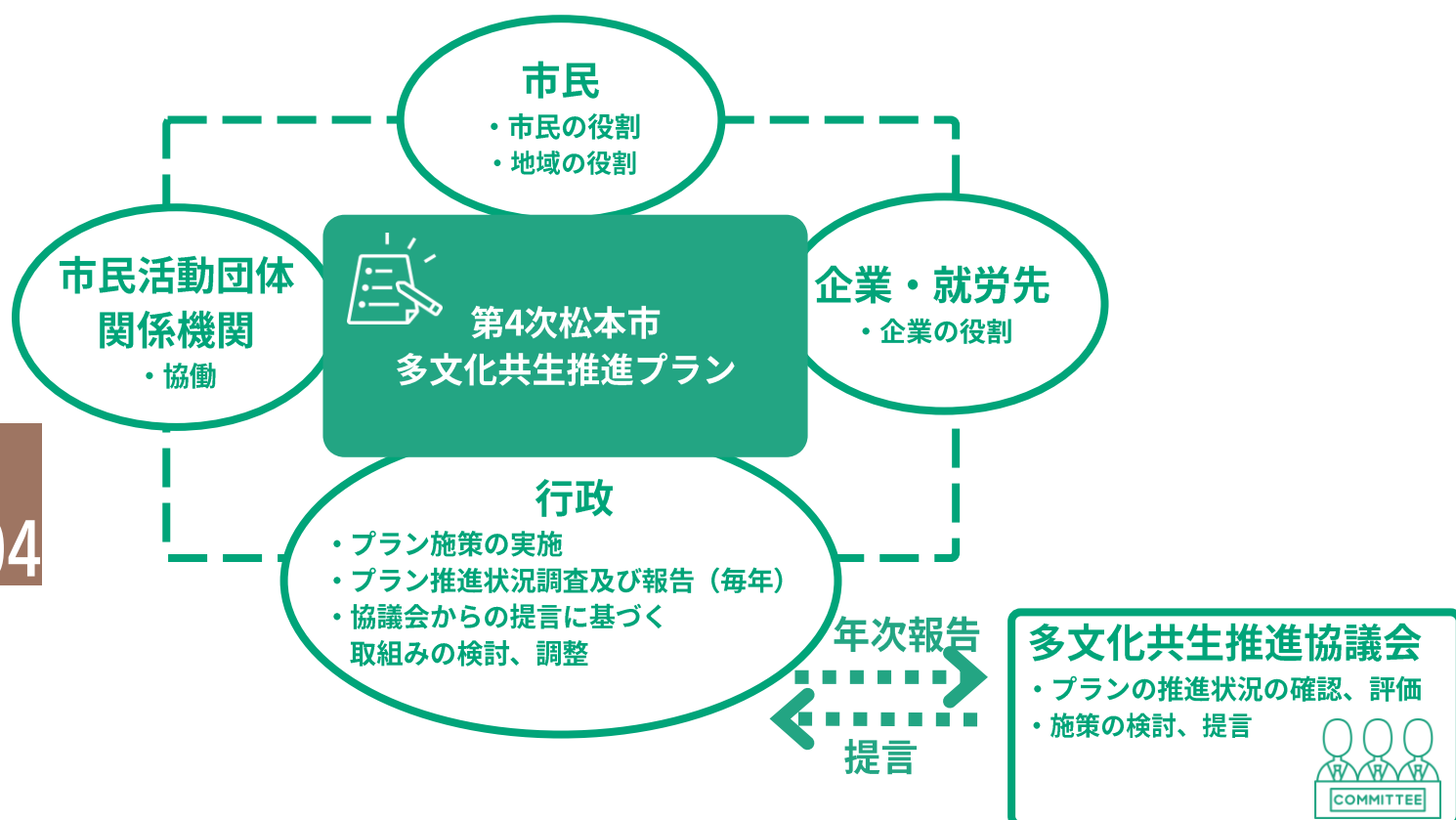
キ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(3) 任期

委員の任期は、委嘱の日から2年です。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

2 進行管理

このプランに基づく、施策の実施状況や多文化共生の推進状況について、毎年年次報告を行います。報告内容に対する多文化共生推進協議会の評価・提言等を踏まえ、関係部局において検討、庁内調整等を行い事業に反映します。継続的な改善につながる仕組みの中でプランの進行管理を行います。



3 策定の経過

2024 (令和6)年度	8月9日	第1回協議会 ・多文化共生推進プランの見直し策定に関わるスケジュール案提示 ・多文化共生実態調査を協議
	10月9日～	【2024年松本市多文化共生実態調査】 日本人住民・外国人住民・事業所に対するアンケート調査実施 外国人住民に対する聞き取り調査実施
	1月29日	第2回協議会 ・2024年実態調査中間報告 ・第3次プラン施策の取組状況を協議
	3月27日	第3回協議会 ・2024年実態調査結果報告 ・第4次プランの基本的な考え方を協議
2025 (令和7)年度	6月23日	第1回協議会 第4次プラン（素々案）を協議
	8月7日	第2回協議会 第4次プラン（素案）を協議
	9月29日	第3回協議会 第4次プラン（案）を協議
	11月～12月	市議会経済文教委員協議会 パブリックコメント実施
	2月	市議会経済文教委員協議会

4 松本市多文化共生推進協議会委員名簿

任期：2023（令和5）年10月6日～2025（令和7）年10月5日

敬称略

	氏 名	所 属 等
会長	佐藤 友則	信州大学グローバル化推進センター教授
副会長	犬飼 プリヤモン	タイ出身
委員	マーメット ショーン コリン	松本大学教育学部学校教育学科 准教授
委員	村井 博子	NPO法人中信多文化共生ネットワーク
委員	山本 侑一郎	労働者協働組合ワーカーズコープ・センター事業団 松本事業所
委員	青山 茂	(株)ウィルトス
委員	陳 思静	台湾出身
委員	持山 シャロン	フィリピン出身
委員	ハインリヒ トマス ロニー	公募
委員	大石 美香	公募
委員	押見 勇希	松本公共職業安定所 外国人労働者専門官（～R6.3）
委員	野口 瑞恵	松本公共職業安定所 外国人労働者専門官（R6.4～R7.3）
委員	土谷 未来	松本公共職業安定所 外国人労働者専門官（R7.4～）
委員	臼井 雅彦	松本警察署 警備課警備第四係（～R6.3）
委員	鈴木 健	松本警察署 警備課警備第四係（R6.4～R7.3）
委員	櫻井 健次	松本警察署 警備課警備第四係（R7.3～）
委員	岡田 忠興	長野県地域共生コミュニケーター
委員	マキナリー 浩子	（一社）長野県経営者協会 松本支部
委員	江森 一	並柳団地町会 町会長（～R6.3）
委員	永井 文治	並柳団地町会 町会長（R6.4～）

第4次松本市多文化共生推進プラン

令和 年 月発行



編集・発行

松本市住民自治局人権共生課



松本市中央1-18-1



0263-39-1105

松本市ホームページ

